

後期オスマン帝国における没落観と改革論

鈴木 董

はじめに——組織の運命とその認識について——

組織は、形成・発展・停滞・解体のサイクルをへて生成流転していく。それは組織のもつ運命であり、小組織であれ巨大組織であれ、この運命からは免れ難い。前近代のイスラム世界における最も巨大な組織の一つとなったオスマン帝国の支配組織もまた、その例外ではない。

西暦一三世紀末葉に、当時のイスラム世界の西北の辺境、イスラム世界とビザンツ世界のせめぎ合う境界線上に出現したオスマン国家は、一五世紀中葉までにはビザンツ世界をほぼ包摂し、一六世紀中葉までにはイランとモロッコを除くイスラム世界の中核地域の大半をその支配下に収めるに至った。その支配組織は、イスラム世界の歴史の前半の時期においてアッバース朝でその原型が成立した中東イスラム的組織モデルを受け継ぎ、ムスリム・トルコ的要素をも加えて独自の発展をとげ、前近代のイスラム世界の歴史の後半における最も巨大な中央集権的帝国型の支配組織

となつた。⁽¹⁾ この巨大組織は、前近代イスラム世界の自生的組織モデルの枠内において五世紀にわたつて発展変容をとり、一八世紀末以降、漸く技術的優位にあることが明白化してきた近代西欧組織モデルの挑戦の下に、自らの組織モデルそのものの転換の過程に入り、同一組織モデルの枠内での組織発展のサイクルに終止符をうつこととなつた。

前近代の中東イスラム的組織モデルの枠内におけるオスマン帝国の支配組織の一三世紀末から一八世紀末までの五世紀に及ぶ形成と変容の過程において、一六世紀末葉は一つの分岐点をなす。すでに五世紀におよぶ組織の展開過程が終わったのちの時点において、歴史的考察の対象としてその過程をふりかえる近代の研究者の多くは、一六世紀末葉をもつてオスマン帝国とその支配組織の発展の停滞と没落の起点と見た。⁽²⁾

組織の外からの観察者にとつてのみならず、後代の同時代の組織の内からの観察者たちにとつても、一六世紀末葉はやはり一つの転換点と感ぜられた。⁽³⁾ このことは、一六世紀末葉において、オスマン帝国の支配組織が、従来通りであり方で、従来通りのやり方をもつて、直面している環境に適応し、問題を解決し、従来通りの目標を達成していくことが困難となるような壁に直面していたといつてよいであろう。

ここでは、組織構成員自体が自らの組織がその展開過程における転換点に達したと感じ始めた一六世紀末葉から、組織モデルのレヴェルにおいて、長らく敵対してきた異文化世界で形成されつつある新モデルの体系的受容を余儀なくされるに至る一八世紀末までの二世紀間において、オスマン帝国の支配組織の構成員自身が自らの国家とその組織の運命をいかなる形でとらえ、いかなる形で問題解決の処方を提示していたのかを、たどることとしよう。

一 組織人の組織論としての『統治の書』

(一) 組織人による組織の観察

組織は、外部から観察されるのみならず、その組織の構成員自身によって内側からも観察されている。内側からの組織観察者たちもまた、ときにさまざまなレビューにおける抽象化をへて、その観察とそこから派生する諸考察を、著作の形にしてまとめ残すことがある。組織人としての組織構成員による組織論は、前近代オスマン帝国の場合には、多く『シャーセット・ナーメ *siyasatname* (統治の書)』といわれる著作のジャンルに属する作品の形をとって表われた。

(二) 政治論の諸ジャンルと『統治の書』

前近代イスラム世界においても、政治権力とその組織についての考察は、さまざまな形で行われた。⁽⁴⁾ その主要なジャンルとしては、一 宗教的政治論、二 哲学的政治論、三 歴史哲学的政治論、四 統治技術論をあげることができよう。

宗教的政治論は、何よりもシャリーア(イスラム法)に基くイスラム法学的政治論の形をとった。そこでは主として、イスラムの原理から見た政治の理念と理想が探求され、現実の権力の組織の組織論的分析からははなれていった。

哲學的政治論は、多く倫理學の一部として論ぜられ、そこでは古代ギリシアの倫理學に淵源を求められる諸問題が問題とされ、政治社會の存立の根拠とその諸形態、そしてそこでの諸理想が論ぜられた。とりわけ倫理學中の「共同體の統治の學」と呼ばれる部分は、統治技術論と密接に關係する問題を扱っていた。しかし、哲學的政治論においてもまた、論点は理念と理想に片より、支配とその組織の問題は具體的歴史的な形ではなく抽象的非歴史的な形で論ぜられることが多かった。歴史的事例が引照される場合にも、それは少なくとも表見上は、一般的問題の一事例として提示されがちであつた。

これらに対し、イブン・ハルドゥーンに代表される歴史哲學的政治論は、しばしば國家の興亡とその原因について論じ、組織人による組織論とより密接な關連を有していた。

しかし、何といつても、前近代イスラム世界における組織人としての支配組織構成員の組織論が端的に表現されたのは、統治技術論においてであつた。主としてある立場にある者のふさわしい行動を示す「アダーブ al-⁽⁵⁾adab」のジャーナルの一部に屬する統治技術論は、古代オリエントにさかのぼる政治權力論をもふまえ、多彩な作品をうみ出した。⁽⁶⁾統治技術論のなかにもまた、抽象的かつ一般的な形で統治と統治者の心得をとくものから、きわめて具體的に特定の地域の特定の時代の特定の支配組織の現實を前提にしたものに至るまでさまざまのヴァリエティーを示していた。しかし、このジャーナルにおいて、最も多く組織人の組織觀察とそれをふまえた実践的提案を見いだすことができる。いわゆる『統治の書(シャールセッット・ナーメ)』と呼びうる諸著作は、主としてこのジャーナルに屬するものをさすといえよう。

(三) オスマン朝期の『統治の書』

オスマン朝における『統治の書』の伝統は、古くはオスマン朝第四代バヤズィット一世（在位西暦一三八九—一四〇二年）時代の作といわれる『貴顕たちの隠された宝庫（ケンズ・ウル・キユベラー *Kenz ul-Kübra*）』に遡るとされる。⁽⁸⁾しかし、殆ど近代トルコの史学・文学・民族学研究の先達メフメット・フウアト・キョプリュリヒ *Mehmed Fuad Köprülü* の引用紹介によってのみ知られ、⁽⁹⁾ そのテキストが未だなお広く公開されていないと思われるこの著作を除けば、オスマン朝における『統治の書』は、一五世紀後半以降に漸く現われ始めたといえよう。とりわけ、オスマン帝国の支配組織の具体的現実を強く反映した『統治の書』は、一六世紀中葉以降に漸く系統的に現われ始めた。そして、オスマン帝国の支配組織についての組織構成員による内側からの観察に基く組織論、それも自らの属する組織の現状の診断とそこに見られる諸問題への処方への提示を含む統治技術論は、漸く一六世紀末葉以降に増加していく。すなわち統治技術論としてのオスマン朝の『統治の書』、組織人の実践的組織論としての『統治の書』は、後代の歴史研究者の目からのみならず、同時代の組織構成員にとっても、オスマン帝国の支配組織がその発展の転換点に達した時点以降に多出し始めるのである。それゆえ、それらの諸著作には、「没落期」ないしは少なくとも「転換期」に入ったオスマン帝国の組織人の、不安と希望がうつつし出されているのである。⁽¹⁰⁾

二 黄金時代の組織——スレイマン大帝時代の帝国観と統治論——

(一) スレイマン大帝の時代

後期オスマン帝国、すなわち一六世紀末から一八世紀末に至る二世紀間のオスマン帝国の組織人たちの組織論は、殆どつねにその帝国の支配組織についての没落観と改革論の出発点としてのオスマン帝国の支配組織の黄金時代の原型を、オスマン朝第一〇代スルタンのスレイマン一世（大帝）（在位西暦一五二〇—一五六六年）の時代に求めた。

同時にまた、とりわけ一七世紀の觀察者のなかには、スレイマンの時代は、その後の支配組織の没落の原因をもまた生み出した時代であつたとの主張も現われるようになった。

現代の歴史研究者の目からみても、確かにスレイマン大帝の時代は、一三世紀以来のオスマン朝の形成と発展の過程の一つの到達点であり、この時代に、漸くオスマン帝国は、中東イスラム的組織モデルに基礎をおく中央集権的帝国としての支配組織を確立したといふことができよう。¹¹そして同時に、この時代には、一三世紀末から一六世紀に至る前期ないしは古典期とも呼びうる時期のオスマン帝国の支配組織が、さらに大きく変容していく萌芽が生じつつあつたともいふことができよう。

それゆえ、ここでも、後期オスマン帝国における没落観と改革論の探求に入るに先立ち、まずスレイマン大帝時代の同時代人の抱いていた帝国観と統治論について、検討を加えておくこととしよう。

(二) イブン・イーサ・サルハーニーの黙示録的予言

スレイマン大帝時代も終わりに近い回曆九六五年レジェブ月（西曆一五五八年）に神秘主義教団の長老であったイブン・イーサ・サルハーニー *Ibn Isa Saruhani*⁽¹²⁾ なる人物が、『*Rumuz ul-Kinuz*』⁽¹³⁾ なる小論を著わした。全一二章からなり、各章の標題はほぼ一般の統治の書と同様の形式をとっているこの書は、⁽¹⁴⁾ 実際には最後の審判の到来に至るまでのこの世界の未来についての黙示録的予言からなる奇妙な書物である。

そのなかで著者イブン・イーサは、著作の成立した回曆九六五年から一〇〇〇年余をへた回曆二〇〇〇年に近い時期にもなおオスマン朝が存続しているであろうとする⁽¹⁵⁾。ただ、この頃に首都がアレppoに移され、異教徒たちが進出してベオグラードを奪い、ムスリムに対して一時優位にたつてであろうと予言する。しかしまた彼は、その後再び首都はアレppoからコンスタンティノープル（シェフリ・コスタンティニエ *Shr-i Kostantiniye*）に移され⁽¹⁶⁾、約一〇〇〇年をへてスレイマン一世の事績がほぼ再現され、

「ガーズイーの子、スルタン・スレイマン・ハン *Sultan Süleyman Han Gazioğlu* が征服した境界に至るまで異教徒の手から奪い、ブドゥン *Budun*（ブダ）に（再び）バイレル・バイ *beylerbeyi* を任命⁽¹⁷⁾」
するであろうと予言する。

一〇〇〇年をへて、なおオスマン帝国がイスラム世界の中心として存続しているであろうという、このイブン・イーサの樂觀に満ちたヴィジョンは、同時にイスラム世界内における最大・最強の国家として自己を確立し、内には古典期の支配組織の確立をみ、外には、東方に対してのみならず西方に対しても優位にたっていたオスマン帝国の現状

に基く、同時代のオスマン帝国のエリートたちの楽観的な未来像の反映であったといえよう。

(三) クナル・ザーデ・アリのアフラク・アライーと統治の理論

同じくスレイマン大帝の治世の末年にあたる西暦一五六四年に、名門出身のイスラム法学者クナル・ザーデ・アリ Kınalızade Ali⁽¹⁸⁾は、『アフラク・アライー *Ahlaq al-A'yan*』⁽¹⁹⁾を著わした。この書物は、体系的倫理学書であり、一九世紀に至るまでオスマン朝における倫理学の古典として大きな影響力を保った著作であった。

クナル・ザーデは、イスラム世界の倫理学書の伝統的構成にならって、その著書を「(個人)倫理学」、「家政学」、「政治学」の三部分に分かった。

クナル・ザーデは、とりわけ第三部にあたる「政治学」の部分において統治のあるべき姿を探索したが、その議論の中心は、日常的な支配の過程における「公正 (アダーレット *adale*)」の重要性和、その実現の方法としての自然の四元素に対応する社会の四元素としての軍人、学者、商工業者、農民の四階級間の均衡の維持の必要性におかれ、人体と社会、階級と元素、統治の技術と医術のアナロジーを用いつつ議論を展開した。⁽²⁰⁾

国家の形成と崩壊の要因としての、団結 (イッティファーク *ittifaq*) の意義についても言及はしているものの⁽²¹⁾、団結と国家の興亡との関係をめぐる社会学的観察と、医術とのアナロジーに基く社会有機体論的な統治の理論が直接結びつけられて、国家の興亡と有機体の生と死が中心的テーマとして論ぜられることはなかった。

このことは、体系的倫理学書としての本書の性格によるところもさることながら、なおオスマン国家の衰亡といったことが近い将来における現実の可能性として視野のなかに入っていなかった、当時の状況の反映とも見ることがで

きよう。

(四) ルトフィー・パシャの『宰相の書』

スレイマン大帝時代の組織人による組織論として最も注目し得る著作は、しかし、何と云つても、自らスレイマン大帝の宰相(ヴェズィラザム vezirizam)を勤めたルトフィー・パシャ Lutfi Paşa⁽²²⁾の手になる『宰相の書』(アサーフ・ナーメ Asafname)⁽²³⁾である。

ルトフィー・パシャが宰相を解任され隠棲したのちに著わされたこの書は、同時代の政治的現実と密着した統治技術論としての『統治の書』のジャンルに属する先駆的な作品であつた。この書のなかで、ルトフィー・パシャは全体を四つに分ち、宰相の心得、遠征への備え、財政、民政について順次論じている。⁽²⁴⁾

その際、ルトフィー・パシャは、現在の組織・制度の大綱とあるべき姿を示しつつ、それを前提としたうえで、国政の事実上の最高責任者としての宰相のとるべき行動を提示していく。そのなかで、組織の運用の望ましい実例として、しばしば、現スルタンであるスレイマン大帝の父であるオスマン朝第九代セリム一世の例が引かれている。しかし、そこで参照されるセリム時代の例は、すでに失われた黄金時代の回顧としてではなく、現制度の好ましい運用の例として引かれているのである。

オスマン帝国の支配組織の現状につき、ルトフィー・パシャは自らが宰相に就任したとき非常に混乱していると見たといひ、⁽²⁵⁾その後奸臣たちの讒言をうけて職を引いたといひながら、⁽²⁶⁾それらの諸弊害も、自らの在任中に改革したと述べている。国庫収支の歳出超過問題⁽²⁷⁾や飛脚制度の悪用の例のように、なお個人としての為政者の努力により解決

されうる、いわば支配組織の日常的過程における一時的機能不全としてとらえられているかにみえる。

そこではなお、帝国の支配組織にみられる若干の欠陥は、主として運用上の問題であり、このような運用上の欠陥はまた、直ちに帝国の衰退につながるようなものとは未だ考えられていないようにみえる。

そこにも、スレイマン時代のオスマン帝国の支配組織が保っていた相対的安定性と対外的技術優位、そしてそれに基づく同時代の支配組織構成員の帝国の現状と将来についての判断における楽観性がうかがわれるのである。

三 没落の子兆とその背景——セリム二世からムラト三世の時代へ——

(一) スレイマン大帝没後のオスマン帝国

西暦一五六六年（回曆九七四年）にスレイマン大帝は没し、その子セリム二世がオスマン朝第一一代の سلطان となった。⁽²⁰⁾ セリム二世の短い治世を通じ、スレイマン晩年の大宰相ソコルル・メフメット・パシヤ Sokollu Mehmed Paşa が引き続き大宰相として事実上国政を掌握し、セリムの時代は、スレイマン時代の延長の観が強かった。この時代には、帝国の領域の拡大も続き、一五七一年にはヴェネツィアの手からキプロス島を奪いさえした。しかし同年中には、レバントの海戦（イネバド Inebatu の海戦）のような重大な軍事上の敗北も生じた。レバントにおける敗戦は、当時のオスマン帝国にとっては西欧側の歴史家たちが喧伝したようなオスマン帝国の没落の原因となるほどの重要事件ではなかった。しかし確かにこの敗戦は、オスマン帝国の支配組織のかかえる問題を露呈せしめるような

出来事の一つではあった。

セリム二世の短い治世ののち、そのあとをうけてスレイマンの孫にあたるムラト三世、そして曾孫にあたるメフメット三世がオスマン朝のスルタンとなった。第二代ムラト、第三代メフメットの時代に入ると、オスマン帝国は、対外的にも対内的にも大きな問題に直面することとなった。すなわちムラト三世時代には、まず東方においてイスラム世界内の最大の敵手、イランのシーア派のサファヴィー朝との抗争が再燃し、さらに西方においては当時の西欧キリスト教世界におけるオスマン帝国の最大のライヴァルであったハプスブルク帝国との争いも再開された。こうしてオスマン帝国は、東西の二つの戦線において両面作戦を余儀なくされるに至った。とりわけメフメット三世時代に入ると、軍事上の技術革新をとげつつあった西方のハプスブルク帝国に加え、東方のサファヴィー朝でもシャー・アッバースが軍制を改革し、オスマン帝国の東西の両ライヴァルに対する戦争は膠着状態に陥っていった。戦争の長期化は、支配組織の拡大傾向とあいまって、財政の逼迫と徴税制度の変化をもたらし、重税の圧迫は、諸社会層間の力関係の変化とあいまって、国内的にも帝国の発祥の地でありその心臓部でもあるアナトリア全土をまきこむこととなる。いわゆる「ジェラーリーの反乱(ジェラーリー・イスマンラル Celali İsyanları)」⁽²⁰⁾という大事件をひき起こすことになった。

ムラト三世の晩年からメフメット三世の初年にかけてのこの時期は、時あたかも回暦一〇〇〇年を迎えんとする時期であった。西暦一五九一年一月一九日にあたる回暦一〇〇〇年の到来の日を中心としてその前後の時期は、イスラム世界が自らの曆にしたがい新しい一〇〇〇年紀に入るといふ時にあたり、人々のあいだに黙示録的不安の雰囲気⁽²¹⁾がみられた。このような雰囲気⁽²¹⁾のなかであいついで生起する内外の難局は、人心に少なからぬ影響を与えたことであ

らう。

ムラト三世時代をかわきりに、帝国の支配組織構成員の手になる組織人の組織論としての『統治の書』もまた続々と現われ始めた。そして、それらの著作のなかにみられる帝国観にもまた、基調の変化が生じ、スレイマン大帝時代にみられたような楽観性は徐々に失われていった。この時期、のちに一七世紀から一八世紀にかけて続々と現われることとなった没落論の先駆ともいべき著作が現われ、従来の組織と体制の動揺が問題とされ始めるのである。

(二) 『フルズ・ウル・ムルク』⁽³²⁾ に現われた帝国観

「国家と政権の永続と民情の安寧についての多くの判断と方策が憶いおこされ、失われないようにと、集め書⁽³³⁾いた」

と著者自身が述べるこの書は、無名の著者によってムラト三世の時代に著わされたものと推定されている⁽³⁴⁾。そのなかで、著者は、スルタン (パディシャー padishah)、宰相、総督、知事、軍隊、イスラム法学者と神秘主義教団の長老たちについて、各々、古今の例をひきつつ論じている。ただそのあげる実例は、古い伝説、歴史からのみならず帝国の現状からも多くとられており、そこに提出される診断と処方もまた、多くは当時の現実に密着した具体的統治技術論に属する。その意味では、この書も、ルトフィー・パシャの『宰相の書』とジャンルを同じくしている。しかしルトフィー・パシャの場合は、帝国の支配組織と体制の大綱の記述とそのなかで大宰相のとるべき行動・方策の提示が中心となっていたのに対し、この書においては、むしろ現状があるべき理想からいかにかけはなれてきつつあるかに ついての指摘が中心となっている。

「……政権の永続は、公正（アダーレット *adale*）と良兵（ヤラル・アスケル *yarar asker*）によつてゐる。そして軍人たちが服従するのは、各々の当然の権利にみあうように俸禄（*dirlik*）を与えることによる」⁽³⁶⁾

と述べたうえで、著者は、しかし、現状においては、本来は兵の給養にあてらるべき「神に加護された国土（メマリーキ・マフルーサ *Memalik-i Mahruse*）」にある町々（カサ、バラル *Kasabalar*）と村々（カリエレル *Kariyeler*）の多くは、ヴァクフ *vakif*（宗教寄進財産）とミユルク地 *milk*（自由処分地）と化し、しかも、このように有力者たちの手中に帰した土地の実際の年取額は種々の操作により、帳簿上の数字をはるかに上まわるものとなつてゐると指摘している。すなわち、すでにそこでは、オスマン帝国の古典期の体制の根幹をなしてきたティマール制度⁽³⁷⁾の形骸化が観察されているのである。

支配組織の頂点においても、スルタンの実質的役割が後退し、大宰相の決定権が事実上強まり、諸官職もまた宰相たちの縁故者に与えられるようになりつつある。支配組織内の人事においてもスルタンの役割が後退しつつあるのである。⁽³⁸⁾

さらに信仰の支えであるイスラム法学者（ウレマー *ulema*）と神秘主義教団の長老たち（メシヤイフ *mesayih*）についても墮落が生じ、イスラム法学者たちのなかでも、無知な者たちがかえつて有力者たちの家を訪れ賄賂によつて地位を得るようになってゐる。⁽³⁹⁾

『ブルズ・ウル・ムルク』の著者の見るところ、オスマン帝国の支配組織と体制には、すでに混乱が生じており、その淵源はスレイマン大帝時代にも遡るものがあるのである。⁽⁴⁰⁾

(三) ゲリボルル・ムスタファ・アリの観察

スレイマン大帝時代からメフメット三世の時代に至る帝国の国政の変遷を、同時代の支配組織構成員の一人として内側から観察し、様々の角度から記述し問題点を指摘した人物の一人として、ゲリボルル・ムスタファ・アリ Geli-bolulu Mustafa Ali があげられる。⁽⁴²⁾ イスラム学院 (メドレセ medrese) でイスラム法学者としての教育を受けたのち、書記 (キャーティブ Katib) となり実務官僚として帝国の行政と財政の実務に長くたずさわったアリはまた、歴史家として人類通史としての『キュンフ・ウル・アフバル Künh ul-Abhar』を著すとともに、『統治の書』のジャンルに属するいくつかの著作をも著わした。

それらのなかで、『フスール・ハル・ウ・アクト・ウスーリ・ハルジュ・ウ・ナクド Fusulü Hall u Akd Usul-u Hare u Nakd』と題された著作において諸王朝の興亡について論じ、オスマン朝も興亡のサイクルの外にあるわけではないことを指摘した⁽⁴³⁾アリは、『君主への忠告 (ナシハート・ウッ・セラティン Nashat us-Selatin)』⁽⁴⁴⁾において、オスマン帝国の支配組織の現状と問題について詳細な論評を加えた。

全四章に分かたれた本書においては、各章の標題として、第一章の「スルタンたちにとって必要な事柄について」に続き、第二章は「現代に法に反して生じた重度の混乱」、第三章は「若干の不適切な行動をもって(生じた)人々の状態の弱化について」、第四章は「本書の著者に起った非常な不正と非常な不当な扱いについて」とあり、それ自体に悲観的な基調が示されている。

この書のなかで、すでに前代のスルタンたちのうち、メフメット二世、セリム一世、スレイマン一世らの時代が過

ぎ去つた理想の時代として引照され、⁽⁴⁵⁾ 現状においてはかつての理想の時代以来うけつがれてきた遵守さるべき「古き良き法」(カヌヌ・カディメ kanun-u kadime) からの逸脱が随所にみられることが指摘されている。

支配組織の頂点にあつてスルタンを助けるべき大宰相たちも、今や快楽にふけり、他の官人(エフリ・ディーヴァン *ehl-i divan*) は蓄財にいそしんでいる。⁽⁴⁶⁾ 現在では、諸地方に家をつくり人が住むようにするのも宰相たちなら、人々に対して圧制者となるのも大臣たちである。⁽⁴⁷⁾ 総督たちも真摯に君主に奉仕する者はなく相い争うのみである。そして一たび地位についたものはただひたすらより高い地位を求めるとのみである。⁽⁴⁸⁾ しかも昇進は賄賂と縁故によるところ大となり、本来は学識によつてなざるべきであるイスラム法学者たちの人事もこの例にもれない。⁽⁴⁹⁾ 宰相たちや総督・知事たちは、自分個人の家人たち(アダムラル *adamlar*) にも、国家からの知行を与えるに至っている。⁽⁵¹⁾ しかも国事に、君主に近い女性たちまで介入するに至っている。⁽⁵²⁾

不用な宮廷の浪費により財政が損なわれつつあるのみならず、⁽⁵³⁾ 絶えまない戦争の継続は、軍隊を疲弊させるのみならず財政を脅かす恐れがある。⁽⁵⁴⁾

軍制と税制の根幹となつてきたティマル制自体に混乱が生じつつあり、ティマル制の基礎を提供すべき検地(タフリル *tahir*) 自体に問題が生じ、⁽⁵⁵⁾ ティマル制騎兵(シパーヒ *sipahi*) は弱体化し農民(レアヤー *reaya*) は疲弊している。徴税請負制(イルティザーム *iltizam*) の多用は一層の民の疲弊を生ぜしめるであろう。⁽⁵⁶⁾

アリは、その列記するところの諸弊害について各々対策を提示してはいるが、そこには、もはやかつてのイブン・イーサにおけるような、さらに一〇〇〇年以上の余命を保つてであろうという楽観は影をひそめている。ルトフィー・パシヤの『宰相の書』における弊害の指摘が断片的・部分的であったのに対し、アリのそれは、体系的であり『スル

タンへの忠告』全編をおおっている。そこで支配組織と体制のあるべき姿として示される過去のスルタンたちの例、古き法は、あきらかに現実には失われつつあるものとして描かれているのである。

(四) ムスタファ・セラニキーの嘆き

ゲリボルル・アリのほぼ同時代人として、同じくスレイマン大帝からメフメット三世に至る四代のスルタンの時代を通じ、支配組織の構成員として帝国の支配組織とそれをとりまく環境を内側からつぶさに観察し記録した人物に、ムスタファ・セラニキー Mustafa Selaniki がある。一貫して財務官僚としてのキャリアを歩んだセラニキーは、スレイマン大帝の末年からメフメット三世の治世の前半までを扱う私撰の歴史書を残した。⁽²⁷⁾『セラニキー史(タールヒ・セラニキー *Tarih-i Selaniki*)』として知られるこの著作は、回曆九七一年(西曆一五六三年)から回曆一〇〇八年(西曆一六〇〇年)までを対象としており、殆どがセラニキー自身の見聞と伝聞に基⁽²⁸⁾く全くの同時代史である。セラニキーは、その史書のなかで、とりわけムラト三世からメフメット三世の時代について、自らが組織の一員として実見した当時のオスマン帝国の支配組織に生じ始めた病理現象と、そこから生ずる帝国の社会経済体制の混乱を詳細かつ執拗に記述している。

セラニキーの年代記の大きな特色の一つは、オスマン朝のそれまでの史書に比し、帝国の支配組織内の人事が非常に詳細に年月日をおおって記され、とりわけ従来の年代記では余り言及されてこなかった文書行政と財政を担当する組織の人事についての情報が体系的かつ詳細に与えられているところにある。このことは、著者セラニキー自身が財務官僚として終始したことからくる著者の関心の所在を示すのみならず、オスマン帝国の支配組織の拡大と体系化が進

行しつづつあった現実の反映でもあろう。

帝国の支配組織の拡大は組織運営の新しい問題を生ぜしめた。とりわけ、常備軍団の著しい拡大は、軍団の統制を次第に困難にしていった。組織の拡大に加えて、西方でのハプスブルク帝国、東方でのサファヴィー朝との抗争の再燃は、膨大な出費を招き、帝国の財政を圧迫した。セラニキー自身の言葉をかりれば、

「国庫（ハジネ・イ・アーミレ）(Hazine-i-Amire) の費用と支出は、限度をこえるに至った。国庫収入は、支出に足りず、非常な欠乏をみることとなった。」⁽⁵⁹⁾

このため、一方では貨幣改鑄により、物価の騰貴のみならず、俸給をめぐる争乱をも惹起した。⁽⁶¹⁾ 他方では、金銭による官職の授与が拡がり、不適切な人物の任官は、苛酷な租税徴収とあいまって民政を混乱させた。⁽⁶³⁾

「世界（アーレム・アレン）(Ar-alem) は、任政（ズルム・ズルム）(Zulum) によって、暗黒（ズルメット・ズルメット）(Zulmet) となった。」⁽⁶⁴⁾ のである。民心もまた荒廃した。⁽⁶⁵⁾

常備軍団に異分子が混入し始めたのみならず、⁽⁶⁶⁾ 支配組織の中核でも不適切な者が地位を占めている。⁽⁶⁷⁾ セラニキーの見たところ、総督も、知事も、イスラム法官（カドゥ・カドゥ）(Kadı) も、財務官（デフテルダル・デフテルダル）(Defterdar) も賄賂をもって授与されるようになり、もはや、

「誰も、（実績と適任性に基づく）当然の資格をもってしては、世に出ることが出来ない……」⁽⁶⁸⁾
状態に陥っているのである。

「この他を圧倒する力をもつ国家（デヴレット・イ・カーヒレ Devlet-i-Kahire）の状態は、よからぬ道（ヤラマズ・ヨル yaramaz yol）に入ってしまった。」⁽⁶⁹⁾

いな、イスラムの國家(デヴレット・イスラミヤ Devlet-i İslamiyye) におつて、アッバース朝の滅亡を始め、多くの血が流されてきたが、今、オスマン朝においても

「……いまこの時においてもまた、どこにも良きこと、嘉すべきことは残っていない。」⁽⁷⁰⁾

明らかにセラニキーは、

「過去において、この種の状態が、どの國家(デヴレット devlet) においてであれ、許容されたとすれば、少時にして、王冠と玉座の主(サーヒビ・タツジュ・ウ・セリール sahib-i tac u serif) は廢され、政權の更新(テジエディディ・サルタナート tecceddüd-i saltanat) が生じることが常であつた。」⁽⁷¹⁾

とまで極論するのである。

そして帝国内のこのような状況がまた、

「すべての方面において、明らかな宗教の敵たち (eadî-din-i mübin) がイスラムの民(イスラーム・エフリ İslâm ehli) に攻撃をかけることとなつた。」⁽⁷²⁾

というような情勢を招いたことを憂えるのである。

『セラニキー史』は、史書ではあるが、その記述のなかでは、対外的進出がほぼ停止し、対内的にはジェラーリの大亂を招くに至る同時代の情勢が克明に描かれ、淡々たる事実の記述のあいまに、齒にきぬをぎせぬ鋭い現状批判が展開されるのである。

『セラニキー史』には、もはやかつての著者たちの樂觀的展望は影をひそめ、現状に対するセラニキーの嘆きと憂憤がほとばしり出ている。この書の同時代の写本の伝存に乏しいのは、おそらくこの厳しい批判性によるところ大と

思われ、一八世紀初頭に入り、対西欧関係にも新しい道を探ろうとした新時代の先駆者である大宰相ネヴシエヒルリ・イブラヒム・パシヤ *Neveshirili Ibrahim Paşa* の時代に至り本書が推奨され写本が多く作成されたと伝えられるのも、この書のもつ『統治の書』的な組織と体制の現状の診断における徹底性によるのであろう。

(四) ハサン・キャーフイーの新視点

ゲリボルル・アリ、ムスタファ・セラニキーらの同時代人の手になる著作で、『統治の書』として注目すべき作品に、ハサン・キャーフイー・アクヒサーリー *Hasan Kafî Akhisârî* の『ウスール・ウル・ヒッケーム・フィー・ニザーム・ウル・アーレム *Usul'ül-Hikem fi Nizam'ül-Âlem*』がある。

ボスナ *Bosna* (ボスニア) 出身で、イスラム法学者としてイスラム学院の教授 (*シユデッリス müderris*) やイスラム法官を勤めたハサン・キャーフイーは、回暦一〇〇四年 (西暦一五九六年) に故郷であるボスニアのアクヒサール *Akhisar* (ブルサック *Prusac*) で、まずアラビア語でこの著作を著わした。まもなく始まったスルトン、メフメット三世のエーリ *Eğri* 親征に際し、ハサン・キャーフイーも従軍し、軍中で彼の著作を官人や学者に示したところ好評を得たため、これを自らトルコ語に訳したといわれる。

著者は、回暦一〇〇四年に「世界の秩序 (アーレミン・ニザーム *âlemin nizamı*)」において欠陥が生じていると考え、実は回暦九八〇年以來生じている混乱 (イフティラール *ihtilâl*) の原因と処方を示すことを本書執筆の動機として述べる。ついで、全体を、序説と四つの原理についての四つの章と結語にわかつ。

序説において、ハサン・キャーフイーは、イスラム世界の政治論の伝統の一つに従い、「世界の秩序」の根底を、

軍事と学問と農業と商工業に携わる四つの階級 (スヌフ *snuf*)⁽⁷⁹⁾ が各々の機能を遂行することに求めた。そして、ここ数年来この状態に混乱が生じており、スルタンがこの混乱を除去することにより、秩序は再び回復されるであろうとする。⁽⁸⁰⁾

以下、第一の原理として、王権 (パディンシャルク *padisahluk*)、第二の原理として、諮問したうえで行動すべきこと、第三の原理として武器の使用、第四の原理として勝利と敗戦の原因についてとき、結語として、和平 (スルフ *sulh*) と条約 (アフド *ahd*) の重要性の指摘をもって終わる。

その所論中、組織論としてとりわけ注目すべき新視点は、第三の原理、すなわち軍事力の使用に関する部分に見出される。そこで、ハサン・キャーフィーは、クロアチアの辺境 (セルハッディ・フルヴァット *serhad-di Hirvat*)⁽⁸¹⁾ でのこの五〇年来の経験として、敵が、武器や武器において著しい技術革新をとげ始めたことを指適している。しかも、オスマン軍側は、そのような技術革新の結果を受け入れようとせず、むしろ古くからオスマン側にあった武器さえ十分に用いなくなっている。⁽⁸²⁾ このため、

「戦いに耐え得ず、逃亡するようになった。」⁽⁸³⁾
とさえ述べているのである。

このような視点は、専らオスマン帝国の支配組織のかかえる問題の原因を組織内の内因に求めたムスタファ・アリヤセラニキーには見られないものであった。このような視点は、長らくオスマン帝国の対西方政策の前線であり、とりわけ当時は対ハプスブルク戦略の前線基地であったボスニアに生れ、生涯の殆どをボスニア及びその近辺のオスマン帝国の西の辺境で過ごしたハサン・キャーフィーならではの新視点であったといえる。

異文化世界の、異質の組織モデルに基く異質の組織における技術革新に注目し、これを直ちに自らの組織の問題としてとらえようとしたハサン・キヤーフィーのこの新視点は、その後の一六世紀末から一七世紀にかけての支配組織についての診断と処方においては受け継がれることはなかった。しかし、一八世紀に入り漸く、理論のうえでも脚光を浴び始めることとなるこのような問題点に、辺境の人としての経験をふまえ、いち早く着目した人物のあったことは記憶するに値する。

四 『没落』の原因の探求——アフメット一世からオスマン二世へ——

(一) アフメット一世の時代

オスマン朝第一四代のスルタン、アフメット一世の時代(在位回曆一〇二二—一〇二六年 西曆一六〇三—一六〇七年)は、ムラト三世時代以来オスマン帝国を脅かし続けた懸案のいくつか、小康をえた時代であった。⁸⁷⁾

すなわち、西方におけるハプスブルク帝国との不毛な抗争は、西曆一六〇六年のジトヴァトロク *Nyitavtorok* 条約によって、オスマン側にとっては有利ならざる条件の下ながら終結を迎えた。⁸⁸⁾

オスマン帝国のハプスブルク帝国との和平を急がせる原因の一つともなったのは、メフメット三世時代に本格化した、アナトリアにおけるいわゆる「ジェラーリーの反乱 *Celâli İsyanları*」であった。しかし、このアナトリアのほぼ全土をまき込みオスマン朝の支配体制を脅かした大反乱も、ジトヴァトロク条約締結時には西方の辺境にあって交

渉にも尽力したムラト・パシヤ Murad Pasa が大宰相に任ぜられてアナトリアを転戦することで解決にむかった。その徹底的な殲滅策によって「クニジュ Kuyucu (井戸掘り)」の異称を得たムラト・パシヤは、しかし、漸くこの大反乱を一応鎮圧するのに成功したのであった。⁽⁸⁹⁾

こうして一六世紀末以来、オスマン帝国を脅かした三つの懸案のうち、アフメット一世時代には二つまでがほぼ終息するに至った。残された懸案は、東方のイランのサファヴィー朝との抗争を残すのみとなった。

西方における対ハプスブルク戦を終息せしめ、対内的に最大の脅威となっているジェラーリーの反乱に対する本格的対応をとろうとしたこの時期に、従来の帝国の支配組織と体制を再確認したうえで、あるべき制度を探ろうとする努力が現われることとなった。

(二) アイヌ・アリの『カヌーン・ナーメ』

——『統治の書』としての『カヌーン・ナーメ』(その一)——

アフメット一世の時代に入ると、オスマン朝のいわゆる『法令集成(カヌーン・ナーメ kanunname)』⁽⁹⁰⁾と呼ばれるもののなかに、従来多くみられたような「勅令(フェルマン ferman)」やイスラム法学者の「法学意見書(フェトヴァー fetva)」の集成の形式をもつものではなく、個人の著作として体系的構成をもつものが見られるようになる。⁽⁹¹⁾ その代表的な例はアイヌ・アリ Ayn-ı Ali⁽⁹²⁾の手になる『カヌーン・ナーメ』である。

諸職を歴任しの中にエジプト州財務長官(ムスル・デフテルダール Misir Defterdarı)となったと伝えられる財務官僚であったアイヌ・アリは、『カヴァニニ・アリ・オスマン・デル・ヒュラーサー・イ・メザーミーニ・デフ

テリ・ディーヴァン *Kavân-ı Âli Osman der Hulâsa-i Mezân-ı Defter-i Divan* と『リサーレ・イ・ヴァズイーフェホラーン・ヴェ・メラーティビ・ベンディギヤーム・アリ・オスマン *Risale-i Vazîfhoran ve Meratib-i Bendegân-ı Âli Osman*』と題された二つの小論を著わした⁽⁸⁵⁾。

前者は、回曆一〇一六年(西曆一六〇七年)に、スルタン、アフメット一世の上覧に供すべく大宰相ムラト・パシヤに献ぜられたもので、ティマール制についてのものである。そのなかで、ティマール関係の検地帳(タフリル・デフテリ *tahrir defteri*)等の保管にあたるデフテルハネ *defterhane* の長(デフテル・エミニ *defter emini*)をも勤めたことのある著者は、序論と結論に加え、全体を七章に分かつて、ティマール制につき詳述した。そこでは、まず州(バイレルベirik)とその長たる総督(バイレルベイ)の俸給の一覧が示され、ついで県(サンジャク)毎のティマールの分布が詳述され、最後にティマール制度の大綱が要約されている。州県の区画と、県毎のティマールの分布は、著者も検地帳によって作製したとしているが、年代的には著作成立よりはや以前の十六世紀末葉の現実をほぼ反映している。第五章から第六章にかけてのティマール制の大綱についての部分は、ティマール制についての法令の規定を要約記述したものからなる。その意味では、この小論が、しばしばアイヌ・アリの『カヌーン・ナーメ(法令集成)』として、ティマール制の実際についての基本史料とされるのも無理からぬところがある。しかし、実際には、彼の描くティマール制像は、むしろ実態においては崩壊しつつあるティマール制について、その本来のあるべき姿を示すためのものであった。

事実、第七章は、ティマール制に生じた混乱(イフティラール *iftial*)の除去を問題とする⁽⁸⁶⁾。そこでは、ティマールを得た者が本来の任務たるべき騎兵としての任を果さず、そのことが点呼(ヨクラマ *yoklama*)が励行されぬ

ために把握できていないことに、ティマール制の混乱の原因があることが指摘されている。⁽⁹⁶⁾ アイヌ・アリのティマール論は、単に法制の記述をめざすものというよりは、むしろあるべき制度を示し、現実にみられるその変質を是正することをめざす改革論としての性格をもあわせものである。

同じくアフメット一世時代の回曆一〇一八年(西曆一六〇八年)に同じく大宰相ムラト・パシヤの命により著わした彼の第二の著作である『リサーレ・イ・ヴァズイーフェホラン・ヴェ・メラーティビ・ベンディギヤース・アリ・オスマン』⁽⁹⁷⁾は、前著の対象である地方におけるティマール制騎兵と対をなす、中央において国庫から直接俸給をうけている常備軍団、宮廷構成員、実務官僚らの人員数と俸給総額をカテゴリー別に一覧としたものである。この小論もまた、現在の制度を記述するのみならず、混乱をみせつつあるオスマン帝国の支配組織の中央における中枢部分の秩序回復維持のためあるべき組織の提示をもめざす著作なのである。

そのいみで、アイヌ・アリのいわゆる『カヌーン・ナーメ(法令集成)』は、支配組織が古典期のありようから大きく変化しつつあった時期において、本来あるべき組織を提示することを通じ、『没落』の原因を探索し、混乱の是正に資することをめざした『統治の書』としての性格をも色濃く有していたといえるであろう。

(三) イェニチェリ改革論としての『イェニチェリ法典』

——『統治の書』としてのカヌーン・ナーメ(その二)——

同じくアフメット一世時代には、祖父代々数代にわたってイェニチェリ *Yeniçeri* 軍団員であったという匿名の人物が、イェニチェリ軍団の法と規則についての一書を著わした。

『イエニチエリ法典 (カヌーン・ナーメ・イ・イエニチエリヤーン *Kanunname-i Yeniceriyan*)』等の名を以てこの著作は、⁽⁹⁸⁾ 著者自身の述べるところに従えば、スルトアン、アフメット一世が即位し、

「偉大な父祖の法と規則 (エジュダード・イザームラルムン・カヌーン・ヴェ・カイデレリ *ecadad-ı izamların kanun ve kaideleri*)」を点検し実施することによつて」⁽⁹⁹⁾

民に正義を行い、アナドルの地に生じているジェラーリーたちを平定するであらうとて、自らも「軍団の諸法と諸規則 (オジャウン・カヌーン・ヴェ・カイデレリ *ocakın kanun ve kaideleri*)」を詳述して利用に供せんとして執筆したのであった。その成立時期は本文中の記事から回曆一〇一五年 (西曆一六〇六年) と推定される。⁽¹⁰⁰⁾

この書は本篇としての『イエニチエリたちの法令集成の書 (キターブ・カヌーン・ナーメ・イ・イエニチエリヤーン *Kitab-ı Kanunname-i Yeniceriyan*)』と附篇からなる。本篇は、九章に分かたれ、⁽¹⁰¹⁾ 軍団の組織と慣行が、それらの沿革についてのおそらくは軍団内に伝えられてきたと推定される諸伝承をまじえつつ詳述されている。確かに本書は、当時のイエニチエリ軍団の組織についての極めて体系的な法令集成としての性格をもつ。⁽¹⁰²⁾ しかし、ここでは法令と規則の記述にあたっては、殆どつねに本来の理想の組織が描かれ、⁽¹⁰³⁾ ついで現状におけるその墮落が指摘され、しばしばその改革のための処方が表示されるという形式がとられている。⁽¹⁰⁴⁾ これに加えて、第九章として特に独立して一章を設け、

「現在、軍団内において、法に反する悪しき革新 (*Kanuna muhalif olan bidatlar*) は何であるか、そして法 (*Kanun*) にあっているものは何であるか、それを述べる」⁽¹⁰⁵⁾

ための章を設けている。⁽¹⁰⁶⁾ この章をみると、著者の目には、軍団内に「悪しき革新」が広汎に生じているとうつついてい

たことがわかる。彼が描いたのは、あくまで古来の本来のあるべき組織のあり方についての法なのであり、それは、今やもはや組織の現実とは遠くかけ離れてしまっていると認識されていたことが知れるのである。すなわち彼の「法典」もまた、現行の組織の現実の実効性をもつ規則を描くものではなく、むしろ著者の目からみると墮落しつつある組織があるべき姿へとひき戻すための指針たるべきものなのである。

アフメット一世の時代には、オスマン帝国の支配組織の構成員自体が、内部から組織を観察するにあたって、もはや組織の現状は、旧来の組織内の規則から大きく乖離してしまつたことが明らかとなり始めた時代であつた。このような組織の現状の認識は、一方では本来のあるべき組織を求める動きを生ぜしめ、それは『統治の書』としての、組織の運用の実践的指針としての一連の『法令集成（カヌーン・ナーメ）』を生み出した。他方においては、それはこの時代以降、組織の現状とその将来についてのさらに徹底した診断をも導くことになる。

四 ウェインシーの『夢の書』の一節

——混乱の起源としてのムラト三世時代——

アイヌ・アリの二つの『法典』や『イエニチェリ法典』が著わされたのとほぼ時を同じくして、回曆二〇一七年（西曆一六〇八年）に、各地のイスラム法官を歴任したイスラム法学者（ウレマー）で詩人として名高いウェインシー⁽⁹⁾ Vaysi は、『ハン・ナーメ *Hahnâme*（夢の書）』と題する著作を著わした。この書名の如く、夢の中で、著者が、イスラム世界においても智者として名高く理想の君主の類型とされるアレクサンダー大王（イスケンデル Iskender）に会い、諸国家の興亡について論ずるといふ内容をもつもので、『統治の書』のジャンルに属する書物である。書中

の話題は殆どオスマン期以外の王朝の歴史に題材が求められているが、ただ一ヶ所、オスマン帝国の近年の混乱の起源についての明確な発言がみられる。

そのなかで、ヴェイシーは、混乱の起源をムラト三世の時代に求めた。ムラト三世が東方イランと西方に軍を派して以来四十年近く、一年たりとも戦争のない年はなく、望ましからざるこゝとなされるようになり、⁽¹¹⁾

「イスラム法学者に属する職（メナスブ・イルシヒ *Menasb-i ilmiye*) も、軍職（メラータイビ・セイフ *Mehtab-i seyfiye*) も、多くのふさわしからぬ人物に帰したため、地上のすみずみにまで大混乱（クヤー *kyamet*) が生じ」⁽¹²⁾

戦費の負担は軍民間に激しい敵対を生ぜしめ、ついにはジェラーリーの乱を生ぜしめたというのである。

近年の帝国の組織と体制の混乱と没落の起源をムラト三世時代に求めるといふ見解は、のちに他の諸著作でさらに明確な形をとることとなる。

(五) 没落観の成立——『キターブ・ムスタターブ』——

すでにムラト三世時代から生じつつあった帝国の混乱の認識と没落の予感、アフメット一世時代の諸著作と「古来の法（カヌーヌ・カディム *kanun-u kadim*）」の再認識の試みをうみ、ムスタファ一世の短い第一回目の治世をこえて、オスマン二世時代にまでもちこされた。

オスマン二世時代に成立したと推定される著者不明の書物に、『キターブ・ムスタターブ *Kitab-i Mustatab*』と⁽¹³⁾呼ばれるものがある。近年になり漸く刊行されたこの『キターブ・ムスタターブ』は、一八世紀以来のオスマン帝国

の支配組織と体制の混乱と没落についての諸考察の集大成ともいえる内容をもつ。

「現今に生じた世界の状態（アフヴァーリ・アーレム ahyal-i-alem）と、なされた人々（ビニ・アーデム bini Adem）の行爲は、世界の秩序（ニザーム・アーレム nizam-i-alem）に混乱（イフティラルル ihtilal）を、そして農民と都市民（レアヤー・ヴ・ミラーヤー reaya vu beraya）に憤慨を生ぜしめた」⁽¹⁶⁾

という書き出しに始まる本書の目的を、著者は、そのような事態の原因を明らかとし、それへの対策がいかなるべきかを示すことにあるとする。⁽¹⁶⁾

以下、著者は全体を一二章に分ち、オスマン帝国の支配組織と体制の諸部分について、かつてのルトフィー・パシヤの『宰相の書』に匹敵すべき体系性をもってその大綱を明らかとしつつ、そこに生じた混乱を指摘していく。

彼の見るところ、オスマン帝国においては、初代オスマンからムラト三世初年に至るまでは、

「つねに、諸事は正義（アダーレット adalet）の道にそつて考えられ追求され、予言者の高貴な聖法（シエリ・イ・イ・シエリフィ・ネビーエ Ser-i-i Ser-i-nebiyye）が実行」⁽¹⁶⁾ された。

しかし、ムラト三世の時代以来、不正が生じ

「つねに古来の法（カヌース・カディメ kanun-u kadime）に反する道を求めるようになったため、『神の加護をうけた諸国土（メマーリキ・マフルーサ Memalik-i-Mahrusa）』にのみ対立や荒廃を迎え」⁽¹⁶⁾

国庫は欠乏し、スルタンの奴隷（クル kul）の間には異分子（エジエネビー ecebi）たちが混入して混乱の基となり、大臣大官の間にも対立抗争を生じ、

「イスラムの聖法（シエリ）に反して処刑を行い賄賂（ルシエヴェット rusvet）をとり、法（カヌーン）に

「反した行動を」⁽¹¹⁸⁾

とるに至ったのである。

財政に欠乏が生じ、支配組織の核をなすスルタンの奴隷(クルト)からなる宮廷と常備軍団の成員には異分子が混入している。⁽¹¹⁹⁾軍団組織とそのなかでの人事のみならず、⁽¹²⁰⁾支配組織中枢の組織と人事に混乱を生じ、十分な経験と見識をもった人物が大宰相等に見られなくなってきた。しかも、支配組織の実質上の中心たるべき大宰相も確たる行動がとり難くなつて⁽¹²¹⁾いる。支配組織構成員たちは賄賂になじみ、イスラム法学者たちも例外でない。⁽¹²²⁾

民は、重税と圧政に苦しみ、

「騒乱をおこす者(ゾルバ, zorba)や反乱者(ジェラーリー celâli)のために祈りをささげる」⁽¹²³⁾に至っている。

著者は、支配組織の各部門につき詳細に記述しているが、そこに示されているものは、著者自身も認めるように、かつてのあるべき組織にすぎず、現状は混乱をきわめ、先に描き出された組織は改革によって戻るべき目標と化している。そしてかつての理想の時代としては、著者はしばしばスレスマン大帝の時代をあげるのである。

このような現状の診断に対し著者が提出する処方⁽¹²⁴⁾は、わずかに「過去にいた(オスマン朝の)偉大な父祖たちの宰相たちと同じような」、⁽¹²⁵⁾良き人物を大宰相とし、スルタン自らも政務もとると⁽¹²⁶⁾いう、極めて限定された対症療法にすぎない。

しかし『キターブ・ムスタターブ』は、その記述の詳細さとその指摘の率直さにおいて特色を有するとともに、帝国の没落の不安を語りその原因を探求するにあたり、古き良き支配組織の原型を求め、現状をそこからの逸脱として

とらえ、そこへの復帰をもって没落を回避する道とみる、没落観にうらうちされた改革論の原型が鮮明に成立している点においても、特に注目に値する著作といえよう。

没落観と背中あわせとなった形で、改革論が、現実の政治過程での実現をめざして本格的に論ぜられるようになるのもまた、この書のかかれたといわれるオスマン二世の時代から、後のムラト四世の時代にかけての時代においてである。

五 没落観から改革論へ——オスマン二世からキョプリュ改革まで——

(一) オスマン二世からムラト四世へ

『キターブ・ムスタターブ』が執筆されたとみられるオスマン朝第六代スルタンのオスマン二世の時代には、実際、改革への動きがみられた。しかし宦官や側近の影響下にたてられた空想的な改革計画は実現をみず、常備軍団の蜂起をもってオスマン二世は廃位された。オスマン二世廃位につづくムスタファ一世の短い復位期をへて、オスマン朝第一七代スルタンとして、ムラト四世が即位した。アフメット一世の王子の一人であるムラト四世の時代は、現実政治のなかで本格的改革が試みられた時代であるとともに、『統治の書』の世界においても、没落観にうらうちされた改革論として注目すべき作品が現われた時代であった。

(一) コチ・ハイの『論策』

ムラト四世時代の組織人の自らの属する組織についての自己診断として最も広く知られたものは、コチ・ハイ Koçi Bey の『論策 (Risale)』⁽¹²⁾ であろう。グルジア系で宮廷で養成された人物であったといわれるコチ・ハイは、幼少でスルタンとなり母後の後見下にあったムラト四世が漸く青年となり独自の権力行使を開始しようとする頃、回曆一〇四〇年 (西曆一六三〇年) に、ムラトのために、オスマン帝国の支配組織と体制の大綱についての知識を与え、そこにみられる諸問題を指摘し、なされるべき改革の指針を示唆すべく、その『論策』を執筆したといわれる。

コチ・ハイの見るところ

「オスマン家の崇高な系譜の諸大王 (パディシャー patişah) たちのなかで、まず初めに国土の広がり (ヴァットゥ・サートゥ・メムレケット vü'sat-ı memleket) と財庫の豊かさ (ケスレット・イ・ンジネ kesret-i hazine) と力 (シェヴケット şevket) の面で完成 (ケマール kemal) に達したのは故スルタン、スレイマン・ハン⁽¹³⁾」
あつた。しかし、

「また、世界の混乱 (イフティラーリ・アーレム ihtilâl-i âlem) の原因となつた状態 (アフヴァル ahval) もまた、彼の時代に生じ、国家 (デヴレット devlet) が完璧に力強い状態 (ケマリー・クヴエット kemal-i kuvvet) にあつたので、その影響は、その当時は感じられず、何年かして顕かとなつた。」⁽¹⁴⁾
のである。

支配組織の名実ともに頂点に立つスルタンは、スレイマン大帝時代に入るまでは、帝国の最高政策決定機関たる

「御前會議 (ディヴァーニ・ヒュマユーン Divan-i Hümayün)」を自ら主宰し、スルタン自身が「世界の狀態 (ア
フヴァーリ・アーレム ahval-i âlem)」に通じ、

「大王 (パディシャー padishah) は、そのしもべたち (クルラルッ kullari) を、彼のしもべたちは、自分た
ちの大王 (パィシャー padishah) を、(よく) 知っていた。」

スレイマン大帝時代、なお親征は行われていたものの、自ら「御前會議」を主宰し、最高政策決定にスルタンが常
時かかわらなくなったことは、「世界の混乱 (イフティラーリ・アーレム ihtilal-i âlem)」の第一の原因となった。
スルタンは、支配組織構成員をよく知ることもなくなくなっていった。

支配組織の實質上の中心として國政にあたる大宰相 (ヴェズィラザム vezirizam) たちは、十分支配組織内で經驗
をつんだ有能な者のなかから任用され、永年にわたって在任し、獨立して (ムスタキル mustakir) 政策決定にあたる
べきである。しかし、それも、まずスレイマン大帝が無經驗の内廷の寵臣を旧例に反して大宰相に拔擢したことから
崩れ始め、その獨立權もムラト三世時代から失われ始めた。國政上は全くインフォーマルな存在であり政策決定に介
入すべきでない廷臣たちの介入が始まり、他の宰相たちも干渉をはじめ、支配組織の中央での政策決定が混乱し始めた。
帝国の地方における支配組織の頂点にある總督 (ベイレルベイ beylerbeyi) と知事 (ベイ bey) も有能な人物が
任ぜられ長期にわたって在任することで、帝国の辺境も安泰となっていた。支配組織の部門の構成員もまた、それぞ
れふさわしい者たちからなっていた。

しかし、ムラト三世時代以降、支配階級の諸部門において、ふさわしからぬ人物に官職が与えられるようになり、
賄賂 (ルシエヴツト rusvet) が横行し組織は混乱し始めた。宮廷 (ハレム・ヒュマユーン harem-i hümayün) か

ら軍隊に至るまで、本来の人員補充の原則に反した形で、異分子（エジュネビー echen）が混入し始め、支配組織構成員が質的に低下するとともに、その膨脹をもたらしした。

帝国の支配組織の基幹をなす軍隊は、地方にティマール timar を与えられそれのみであった軍役義務を負う騎兵たちと、中央で俸給をうける常備軍団とからなる。このうち、ティマール制騎兵は、かつては、有資格のみからなり、

「そして彼らが完全であった頃には、生じた聖戦（ガザーウアート gazavat）と戦闘において、常備軍（カプクルラル kapkullari）には、⁽¹⁴⁾ けして必要がなかった。国のためを思う者、（ハイリハーフゥ・デヴレット hayri-hah-i devlet）⁽¹⁴⁾ 清潔でよくまとまった集団（タイプフェ taife）であった。」

しかし、今や、彼らの中にも弛緩が生じ、異分子、なかならず一般の民衆（レアヤー reaya）や都市住民（シエヒル・オウラマ sehriyan）まで混入し始めている。そして本来騎兵たちの給養のために与えられるべきティマールが他の目的のためにも授与され始め、大官の私的な従者たちにも与えられさえしている。⁽¹⁴⁾ こうしてオスマン帝国の軍隊の最大の柱をなすティマール制騎兵軍は変質し混乱し始めている。

他方、軍事組織のもう一つの支柱であるイエニチェリ軍団を中心とする常備軍団にもまた異分子が混入し規模が膨張している。このことは、ティマール制騎兵軍の弱体化とあいまって、本来は両者を操作することで可能はずだったティマール制騎兵軍による常備軍団の統制も困難となった。また常備軍団内における歩兵軍団（イエニチェリ）の台頭により、同じく常備軍団内の騎兵軍団（アルトゥ・ポリュク・ハルクゥ althoink halki）をもってイエニチェリを統制することも困難となった。⁽¹⁴⁾

少数精鋭であるべき軍隊の膨張、とりわけ常備軍団の膨張は、財政を圧迫し、膨張した俸給の支払のための重税は

民衆を苦しめるようになった。⁽¹⁵⁾

「崇高なる政權（サルタナートウ・アリエ saltanat-ı aliye）の力（シエウケット・ウ・クドレット sevkettü kuvvet）は兵（アスケリ askeri）をもって、兵の永續性は財庫（ハジネ hazine）をもってである。そして財庫（への財）の徴収は、民（レフヤー reyva）をもってである。民の永續は、正義と公平（アドル・ウ・ダー adl u dad）をもってである。⁽¹⁶⁾」

帝国の現状は、危機にある。

「今や、世界（アーレム alem）は荒廢（ハラフ harab）し、民はうちひしがれ（ペリシャン perişan）、數に欠けるようになり、そして『劍の人（エルバブウ・セイフ erbab-ı seyf）』も、この現状にある。⁽¹⁷⁾」

この危機は対内的なもののみならず、対外的なものでもある。

「一方で、イスラムの諸国土（メマリーキ・イスラミエ Memalik-i İslamiye）は手中から失われつつある。⁽¹⁸⁾しかしなお、この危機にもかかわらず

「まだ方策（テドビル tedbir）はかえりみられず、処方（イラーチュエ ilaç）は問われていない。⁽¹⁹⁾」

コチ・ベイは、このオスマン帝国の支配組織とそれを支えるべき体制の危機にあたり、彼の列挙する諸弊害を除去し、いまひとたび、帝国の支配組織が活力をとり戻すことを祈念し、その主体をスルタンに求めるのである。⁽²⁰⁾

(三) 実践的改革諸運動とムラト四世改革

コチ・ベイの論策は、時のスルタン、ムラト四世への上書（テルヒス telhis）の形式をとっていた。最近の研究に

よって、ほぼ同じ頃、帝国の支配組織の現状の診断とそこにみられる混乱に対する改革の処方を示す実践的改革論が一連の上書の形で表明されていたことが知られるようになりつつある。⁽¹⁵⁾

このような雰囲気の中かで、かつてのオスマン二世の先駆的ではあるが未熟な改革の試みとは異なり、一定の効果をもたらす改革の試みが、コチ・ベイがその治策を捧げた当のスルタン、ムラト四世によって試みられた。ムラトの改革は、人心の綱紀粛清と、ティマール制を中心とする従来の制度の再点検と統制の再強化からなっていた。⁽¹⁶⁾ まさにそれは、一六世紀末から現われ始めたオスマン帝国の没落観から一七世紀前半に現われた実践的な改革論に至るまで基調としてもちつづけられてきた、帝国の過去の古き良き時代の理想の組織と体制への復古の理念の一つの実現であった。

ムラト四世改革は一定の効果を生み、宿敵たるイランのサファヴィー朝に一時奪われた東方の拠点たるバクダードの奪回を可能とせしめた。⁽¹⁷⁾ しかし、ムラト四世の尚早の死は改革を中断せしめ、それに続くスルタン、イブラヒム時代にはその成果は殆ど失われ、再び混乱の中かで、オスマン朝第一九代スルタンであるメフメット四世の長い治世の始まりを迎えることとなった。

四 キャリータイプ・チェレビィの『混乱の改善における行動の指針』

——体系的理論に基づく診断と処方の試み——

メフメット四世時代に入ってまもなく、実務官僚として諸職を歴任しながら諸学を修めオスマン朝史上屈指の博学者となったキャリータイプ・チェレビィ *Karib Celebi*⁽¹⁸⁾ は、『混乱の改善における行動の指針』(ドゥストゥール・ウル・

アメル・フィル・イスラフ・ウル・ヒレル *Dustur ul-Amel fi'l-Islahül-Hiler*⁽¹⁵⁾』と題された小論を著わした。この著作は、短いが、非常に体系的体裁をととのえた現状の理論的分析からなり、一七世紀における没落観と改革論の歴史において特筆すべき位置をしめる。⁽¹⁶⁾

この小論執筆の背景は、コチ・ベイの『論策』とその周辺にうかがわれる改革論運動と改革の試みと関連をもつ。キヤーティプ・チェレビイ自身の述べるところによれば、回曆一〇六三年(西曆一六五三年)に、

「この崇高な国家(ミヴレツァティ・アリヒ Devlet-i Ailiye)の体質(ミザリジヒ nizac)において、没落の兆候(アラーム・インヒラーフ alam-i inhiraf)……が見られるようになったため」⁽¹⁷⁾

スルタンの群臣が集り検討せよとの命により、財務長官もまた官僚たち(エフリ・ディーヴァン ehli divan)を集め、国家財政の支出過剰と、それに伴う民の弱体化と兵員の過剰問題についての検討と対策の提示を求めた。⁽¹⁸⁾ キヤーティプ・チェレビイは、この諮問への回答として『行動の指針』を執筆したのであった。⁽¹⁹⁾

キヤーティプ・チェレビイは、現状分析にあたり、その理論的基礎として有機体的社会観を採用し、国家も成長期、停滞期、老衰期の三時期をへて死に至る存在と規定し、⁽²⁰⁾ オスマン帝国をすでに老年期にあるものと規定した。⁽²¹⁾ そのうえで、ガレノスの四体液説を採用して、軍人(アスケル asker)、学者(ウレマー ulema)、商人(トゥッヅジャール tüccar)、農民(レアヤー reyva)の四社会階級(エスナフ esnaf)を四体液になぞらえる。そのうえで、人体と同じく国家にもそのライフ・サイクルにおける時期により特徴があり、その特徴にあわせた処方が必要となるとする。キヤーティプ・チェレビイは、このような理論的装備ないし擬装の下に、実質的には、彼がすでに衰退期に入ったとみるオスマン帝国において、とりわけ常備軍団の人員数と俸給額が著しい増加を示し、兵員が過剰となるとともに、

財政支出が増大し、とりわけ財政支出の増大が最大の問題であることを指摘する。⁽¹⁶⁸⁾

支配者による浪費と組織の肥大による過剰な出費は、財政を混乱させ、重税に加えて売官の弊害を生ぜしめ、その⁽¹⁶⁹⁾ 圧迫は、農民の生活を破壊し、ジェラーリーの反乱が生じ、⁽¹⁷⁰⁾

「貧しい民は……圧制者たちの不正に耐え得ず、世界が廃墟となってしまう……」⁽¹⁷¹⁾
ような事態をもたらしている。

キヤーティプ・チェレビィの見るところ、すでに衰退期に入ったオスマン帝国の支配組織は様々の機能不全を示し始め、その体制は危機にある。

しかし、その時代に適した「治療(イラーチュニム⁽¹⁷²⁾)」を施すことによって、彼は帝国が再生する可能性をみる。そして、そのような「治療」は、もはや強力な指導力を発揮しうる、「一人の剣の持主(サーヒビ・セイフ sahib-i saif)」⁽¹⁷³⁾ によってのみ可能になると考え、キヤーティプ・チェレビィは、強力な改革者の出現に望みを託したのであった。

(五) 改革実行の時代

——キョプリリュ改革——

すでにオスマン帝国没落観は、キヤーティプ・チェレビィのそれにみられるように、帝国は没落期に入ったことを確認するに至った。と同時に、帝国の再生をめざす改革論運動もまた高まりをみせ、具体的に改革者を待望するに至った。

そして實際、幼少のメフメット四世の初年のヴェネツィアによる海上封鎖の試みのひきおこした対外的危機のなかで、全権を授与されて登場した大宰相キョプリユ・メフメット・パンシャ Koprulu Mehmed Paşa は危機を打破したのちに、自ら主導権をとって一連の改革に着手した。この改革は、大宰相就任当時すでに高齢であったメフメット・パンシャの没後も、殆ど世襲的に大宰相の地位をしめたキョプリユ家出身の一連の大宰相たちのものでうけつがれ、一定の成果をおさめた。⁽¹⁷⁾

ただこの「キョプリユ改革」は、あくまで、旧来の組織モデルの枠内におけるものであり、かつての黄金時代における帝国の支配組織の理想的状态が復古の対象として想定され、組織の現状は基本的には理想状態からの逸脱としてとらえられ、現状において可能な限りにおいて逸脱を除去し、組織員の綱紀を肅清することによって組織の機能の回復をはかろうとするものであった。

そこでは、すでに相い隣り合う異文化世界としての西欧キリスト教世界で生じつつある新しい組織モデルに基づく新しい組織が、相対的技術優位を示し始めていたことは視野の外におかれていた。

西欧世界とイスラム世界の間におけるこの組織技術における相対的優位の転換の真の意味は、キョプリユ・メフメット・パンシャの女婿たる大宰相カラ・ムスタファ・パンシャ Kara Mustafa Paşa が、キョプリユ改革の成果のすべてををかけて敢行した一六八三年の第二次ウィーン包囲の完全な失敗と、一六九九年のカルロヴィッツ条約締結によるハンガリーの喪失によって漸く終結に達した長い不毛の戦争における一連の敗北のなかに如実に示されることとなった。⁽¹⁸⁾

六一八世紀における「伝統的」統治論の継続

(一) オスマン帝国にとっての時代の転換

一六九九年のカルロヴィッツ条約は、オスマン帝国に、一六世紀初頭以来の対西欧進出の最前線であったハンガリーのほぼ全土の喪失をもたらし、同時代のオスマン帝国の人々にも、対西欧関係における東方優位から西方優位への力関係の転換を印象づけた。⁽¹⁶⁾

帝国の没落観は、対内的な支配組織の古き良き黄金時代の理想からの乖離としてより、むしろオスマン帝国の対西欧関係における力と威信の後退で一層切実に意識されるようになった。

しかし、一八世紀を通じて現われたオスマン帝国の支配組織構成員による帝国の組織と体制についての自己診断と処方提示の試みにおいてもなお、旧来の「伝統的」な組織モデルを前提とした伝統的な「統治論」が主流をしめていた。

(二) ムスタファ・ナイマの国家興亡観

——『ナイマ史序説』における歴史哲学的考察について——

一八世紀におけるオスマン帝国の没落観において、その名声と影響力の点において最も重要な著作は、ムスタフ

ア・ナイマ *Mustafa Naima* ⁽¹⁶⁾ の年代記の序説であろう。一八世紀初頭の人であるナイマは、キャーティブ・チェレビラと同じく実務官僚であったが、彼はまた帝国の公式の修史官(ヴァカーイ・ニューイス *vaka'invis*)に任せられ、回曆一〇〇〇年からのオスマン帝国の公式の年代記を著わした。通例『ナイマ史(ターリヒ・ナイマ *Tarih-i Naima*)』とよばれている著作がそれである。

『ナイマ史』は、回曆一〇〇〇年(西曆一五九一年)から回曆一〇七〇年(西曆一六五九年)までの七〇年間にわたる年代記であるが、その第一巻のなかの、ナイマの歴史哲学的考察を含むことで名高い『ナイマ史』の『序説』は、オスマン帝国のケースについての具体的分析ではなく、一般論として展開されているが、ナイマ以後のオスマン朝の著作家たちによってその理論はしばしば引照された。

『ナイマ史』序説の内容はしかし、キャーティブ・チェレビィとそして中世アラブの歴史哲学者イブン・ハルドゥーンに依拠するところが大きい。⁽¹⁷⁾ まず、ナイマは、キャーティブ・チェレビィが『行動の指針』中で展開した議論にほぼそのまま従い、国家も人体と同じく成長期、停滞期、老衰期の三時期をへて死に至る有機体であるとする。⁽¹⁸⁾

そのうえで、国家の具体的な発展の段階として、さらにイブン・ハルドゥーンに従って、それが五つの段階に分かたれるとする。⁽¹⁹⁾

ナイマの理論は、実質上は、キャーティブ・チェレビィとイブン・ハルドゥーンの祖述にとどまり、独自の特色をもたない。またナイマは、その理論をあくまで一般論として論じ、オスマン帝国の現実に適用して議論を展開することもなかった。彼のオスマン帝国の過去と現状についての独自の見解は、その年代記の個々の記述のなかのみ散在している。

しかし、『ナイマ史』序説のもつ、ペスミスティックな国家のライフ・サイクル論と発展段階論は、一八世紀から一九世紀にかけての著作家たちに一つの基調を提供した点で、オスマン帝国の支配組織についての自己認識とその改革への提言の歴史においても、特異の位置をしめるといえよう。

(三) サル・メフメット・パシヤの『宰相たちと太守たちへの忠告の書』

一八世紀において、体系的「西洋化」が開始される以前の『統治の書』として、最も知られたものの一つは、首席財務長官(ハシユ・デフテルダル *baş defterdar*)を勤めた実務官僚で宰相(ヴェズィール)ともなったデフテルダル・サル・メフメット・パシヤ *Defterdar Sarı Mehmed Paşa* の『宰相たちと太守たちへの忠告の書(ナサイフ・ウル・ヴェゼラー・ヴェル・ウメラ *Nasayih ul-Vuzera ve'l-Umera*)』⁽¹⁸⁾であろう。おそらくはサル・メフメット・パシヤの最晩年にあたる一七一〇年代に執筆されたと推定されるこの著作は、全九章に分かれた、オスマン帝国の支配組織と体制とのかかえる諸問題を、包括的・体系的に扱おうと試みている。論述にあたり、彼は既往の古典を多く引照する。彼は一般論を展開するにあたりコーランとハディース *hadith* (預言者ムハンマドの言行についての伝承)を多く引用する。⁽¹⁹⁾オスマン帝国の支配組織を論ずるにあたっては、一六世紀中葉の著作でスレイマン大帝の大宰相であったルトフィー・パシヤの手になる『宰相の書』に依拠するところが大きい。とりわけ、ルトフィー・パシヤの『宰相の書』の第一章にあたる宰相の心得についての部分は、包括的にとり入れられ、⁽²⁰⁾そこでのルトフィー・パシヤの論点の過半近くが、あるいは殆ど逐語的借用として、あるいは基本的趣旨を採用する形で再現されている。⁽²¹⁾サル・メフメット・パシヤは、その『宰相たちと太守たちへの忠告の書』のなかで、オスマン帝国の支配組織の基本的

骨格についての論述とそのなかでの宰相のとるべき行動についての一般論は、多くルトフィー・パシャに負っているといっても過言ではない。

サル・メフメット・パシャ自身の支配組織の現状についての観察は、その大綱のなかでの個別的論点をなしているかにみえる。そして現状の抱える問題とその改革への提言もまた、ルトフィー・パシャに描かれたような古典期の組織からの逸脱と、可能な範囲内でのこの逸脱の是正として説かれている。

このことは、ルトフィー・パシャの『宰相の書』が書かれた時代から一世紀半以上を経た一八世紀初頭においても、サル・メフメット・パシャもまた、オスマン帝国の支配組織の組織モデルとその運営の技術について、ルトフィー・パシャと基本的には同一の連続した観念を抱いていたことを示している。勿論、国家興亡の一般論のみを論じた『ナイマ史序説』とは異なり、当時の支配組織の現状の診断と処方提示をめぐしたサル・メフメット・パシャの場合、キヤーティプ・チュレビィとイブン・ハルドゥーンを殆どそのまま祖述したナイマのようないき方はとらなかつた。彼なりに、帝国の支配組織の構造とそれととりまく環境の変化をふまえ、ある程度組織の現状とその中における自らの体験をもふまえて議論を展開しようとした。

しかし、近代西欧の組織技術の革新性が漸くおぼろげながら感ぜられ始めた時代において、サル・メフメット・パシャの視野はなお、あくまで中東イスラム的組織モデルのオスマンの形態の範囲のなかに限定されていたのであった。

四 ジャニクリ・アリ・パシャの論策

一八世紀後半に入ってからのおスマン朝人士の手になる『統治の書』として注目すべきものの一つは、オスマン朝

第二七代スルトンのアブドゥル・ハミト一世時代の回曆一一九〇年シエヴァル月二三日(西曆一七七六年一月二五日)に書かれたジャンクリ・アリ・パシヤの論策がある。この著作はジャンクリ・アリ・パシヤの論策(ジャンクリ・アリ・パシヤ・リサーレシ『Camkili Ali Paşa Risalesi』、『テドビリ・シエディッティ・ナーディル *Tedbir-i Cevid-i Nadir*』あるいは『デダービル・ウル・ガザーヴァート *Tedbirin-i Gazavat*』等の名をもって知られる。その著者ジャンクリ・アリ・パシヤは、エル・ハッジ El-Hac の仇名によっても知られる。早くから沿岸のジャンク Canik の地方に勢力を養い地方有力者となったジャンクリ・アリ・パシヤは、のちエルズルム Erzurum、シヴァス Sivas、トラブゾン Trabzon 等の総督(ヴァリー Vali)を勤め、ボードン Bogdan (モルダヴィア)、クリミア、アゼルバイジャンへの遠征軍司令官をも勤め、宰相位をも得た人物であった。帝都イスタンブルに居住したこともあったとはいえ、主としてアナトリア諸州の総督となり、とりわけ根拠地ジャンクを中心に活躍したアリ・パシヤの論策は、帝国中央の宮廷人や官人の論策とはやや異なる視点をもつ。

アリ・パシヤは、まずバクダード⁽¹⁸⁾、クリミア⁽¹⁹⁾といったオスマン帝国の辺境における混乱と対外的緊張から説き起し、ついで辺境に任命される総司令官(セラスケル serasker)たちの現状が批判される。中央もまた地方の実情に疎くなっている。このことが地方統治を不安定としているのである。このような状況認識の下、つねに中央と地方ともに見野に収めつつ、軍制における問題、財政における問題等々が指摘される。そこでの記述からすでに古典期における帝国の支配組織の構造が大きく変化してしまったことが読みとれる。組織技術のみならず物的技術においても、旧来の武器さえ十分使いこなせぬほどに後退していることが示される。

しかし、アリ・パシヤは、黒海沿岸にあって、南下をめざすロシア勢力の脅威をまのあたりに見うる位置にありな

から、その論策のなかで、近代西欧の組織モデルと物的技術を受容して脅威をましつつかあるロシアをはじめとする、異文化世界の支配組織、なかならず軍事組織及び技術と、オスマン帝国のそれとを比較する視座をもたない。彼もお組織の現状はとらえつつも、伝統的組織モデルの枠内にとどまり、「聖戦の方策」を論ずるにとどまっているのである。

(四) 伝統的組織観の根強さ

一八世紀は、オスマン帝国にとっても、新と旧、中東イスラム的なるものと西欧的なるもの、伝統的なるものと近代なるものの、せめぎ合いの端緒となった時代であった。しかし、同時代の大勢としてみると、帝国の支配組織の実態のみならず、支配組織構成員たちの自らの組織の現状の診断と処方への提示においてもなお、ナイマにおけるキヤーティプ・チェレビイ、サル・メフメット・パシヤにおけるルトフィー・パシヤの決定的影響にみられるように、その基調は、伝統的組織観におかれていたといえよう。

七 近代西欧の影——組織モデルの転換にむけて——

(一) チューリップ時代における「西洋の発見」

一六九九年のカルロヴィッツ条約の締結から、一七八九年のセリム三世の即位に至るまでの九〇年の歳月⁽¹²⁾において

もまた、オスマン帝国の場合、その支配組織の組織モデルのみならず支配組織構成員の組織観においても、その基調は伝統の存続にあった。

しかし、カルロヴィッツ条約以後再燃したハプスブルク帝国とのさらに不毛な戦いが、完全な敗北におわり、一七八年のパサロヴィッツ条約によつて、帝国の対西方関係における大本営といふべきベオグラードの一時的喪失をもたらしたのち、オスマン朝第二八代アフメット三世の治世の後半には、新しい萌芽が生じた。

一七二八年のパサロヴィッツ条約調印以降、一七三〇年に至るアフメット三世の治世の後半は、その寵臣のネヴェヒリ・ダーマド・イブラヒム・パシヤ Nevşehirli Damad İbrahim Paşa が大宰相として國政の運営にあたつた時代であつた。⁽¹⁸⁾ イブラヒム・パシヤは、対西欧有和策をとつて國力の休養をはかるとともに、戦争より外交によつて問題を処理することに努め、西欧に一連の使節を派遣した。⁽¹⁹⁾

それらの使節のなかで、とりわけパリに派遣した大使イルミセキズ・チェレビイ・メフメット Yirmisekiz Çelebi Mehmed には、外交交渉のみならず西欧文明についての觀察の任をも与え、イルミセキズ・チェレビイもまた、これに応えて、フランスからさまざまな情報ともをもたらすとともに、報告書として『フランス使節記』を提出した。⁽²⁰⁾

『フランス使節記』のなかで、使節行の顛末を除けば、イルミセキズ・チェレビイの觀察の中心は、フランスの政治制度等ではなくむしろ風俗文物にむけられている。⁽²¹⁾ しかし、在イスタンブルのヴェネツィア大使らの伝えるところによれば、イルミセキズ・チェレビイは、同時に西欧の政治外交についても觀察し、当時のオスマン帝国において、その方面の権威として顧問的役割を果たしていたものと見られる。⁽²²⁾

対外的には対西欧有和策がとられ、一〇余年にわたる平和のなかで国内的には世俗的で享樂的な文化が栄えた、このネヴシエヒルリ・イブラヒム・パシャの時代は、のちに当時のチュエーリップ愛好熱にちなんで「チュエーリップ時代」(ラーレ・デヴリ Late Devri)と呼ばれた。⁽⁹⁸⁾この時代はまた、オスマン帝国における近代西欧再認識の端緒ともなった時代であった。⁽⁹⁹⁾

(二) イブラヒム・ミュテフェリカの『ウスール・ウル・ヒッケーム・フィル・ニザーム・ウル・ウン・メーム』——近代西欧の支配組織の認識にむけて——

オスマン帝国のエリートたちの、西欧認識の端緒が聞かれた「チュエーリップ時代」の遺産のなかで、甚だ注目になるもの一つは、この時代も終焉に近づくころ、近代西欧からの技術導入によって、イスラム世界で最初のアラビア文字を用い、ムスリムによって経営される活版印刷所が開設されたことであつた。⁽¹⁰⁰⁾一五世紀末以来、その存在は知られつつも導入されなかつた新技術の導入は、「チュエーリップ時代」の開幕に先立ちパリに使用した大使イルミセキズ・チェレビィの子息でパリに同行滞在した経験をもつメフメット・サリート Mehmed Said と、ハンガリー出身の旧プロテスタント神学生でムスリムに改宗しオスマン朝に仕えたイブラヒム・ミュテフェリカ Ibrahim Müteterrika⁽¹⁰¹⁾の協力によって果たされた。宗教書の刊行を禁ぜられるなど、幾多の制約を課せられてはいたが、この活版印刷所は、一八世紀を通じて断続的に活動を続け、ミュテフェリカ版と呼ばれる一連のトルコ古活字本を刊行した。⁽¹⁰²⁾

ミュテフェリカの印刷所の開設後まもなく、東方イラン国境の情勢が悪化し、帝都イスタンブルの人心も、また長らく帝都の政局の台風の目と化していたイェニチェリ軍団の動向も不穩定化し、一七三〇年には、ついにいわゆる「パ

トロナ・ハリルの乱 Patrona Halil İsyanı⁽²⁰⁾が生じ、大宰相ネヴシエヒルリ・イブラヒム・パシャは殺害され、スルタン、アフメット三世も廃位されて、チュエーリップ時代は終焉を迎え、新スルタンとしてマフムート Mahmud 一世が登極した。

この反乱の混乱をのりこえて、西暦一七三二年二月(回曆一一四四年シェヴァル月中旬)、活版印刷所の創始者イブラヒム・ミュテフェリカは、彼自身の手になる「統治の書」を刊行した。『ウスール・ウル・ヒッケム・フィール・ニザーム・ウル・ウンメーム』⁽²¹⁾と題されたこの書物は、漸くチュエーリップ時代が終わり、マフムート一世のスルタンとしての治世に入ったのちに現われた。⁽²⁰⁾

一見、古風な統治論をほうふつとさせる書名をもつこの著作は、実は、オスマン帝国における支配組織構成員の組織論としての「統治の書」の伝統の中で、特筆すべき作品であった。すなわち、この書は、「統治の書」の長い歴史のなかで始めて、オスマン帝国の支配組織とともに近代ヨーロッパの支配組織をも中心的論題としてとり上げ、両者を比較しつつ、オスマン帝国の支配組織の改革への道を提示しようとする書物であったのであった。

そこではまず、「宗教と国家の敵 (アダー・ユ・ディン・ウ・デヴレット ada-yı din ü devlet)」である西欧の軍隊について探査する必要を指摘し、⁽²⁰⁾キリスト教諸国において軍事上の革新が生じたことを明確に指摘した。⁽²⁰⁾

これに比し旧態依然の軍隊では、もはや問題とならなくなったとする。⁽²⁰⁾

そしてヨーロッパ各国史を回顧しつつ、西欧の台頭の原因を探求し、その軍事技術の先進性を強調する。⁽²⁰⁾西欧のキリスト教諸国では、「軍隊と軍事の学問 (アスケリ・ヴェ・フヌヌス・ハリベ askeri ve funun-u harbiye)」⁽²¹⁾が著しく進んでいる。「それは、イスラムの軍隊に対し優位に立ってさえいる」と初めて指摘し、⁽²⁰⁾技術的に優位にあるモ

デルに基く組織として、西欧キリスト教世界の軍事組織について詳解を加える。そして、後進的であったモスクワ (Moskow) すらが、西欧に学んで「二二—三〇年来」急速に台頭してきたこととを指摘するのである。⁽²³⁾

イブラヒム・ミュテフェリカは、前近代のオスマン帝国の組織論としての『統治の書』の伝統のなかで、初めて、中東イスラム的モデルに基く組織ではなく、近代西欧の新しい組織モデルに基く組織を比較の対象としてとり上げ、しかも、オスマン帝国の伝統的支配組織は、とりわけその軍事組織において、もはや技術的優位を失ったことを明言し、その改革を提言したのであった。ここでは、もはやオスマン帝国の支配組織の改革の目標は、かつての黄金時代への復古ではなく、外の世界の新しい組織モデルへとむけられているのである。⁽²⁴⁾

(三) 近代西欧組織モデルの受容への道

イブラヒム・ミュテフェリカがその論策のなかで提示した道は、マフムート一世からアブドゥル・ハミト一世にかけての時代に、政治的現実のなかでも実際に徐々に摸索されていくこととなった。すでにアフメット三世時代以来、その先駆となる事象が生じつつあったが、⁽²⁵⁾ マフムート一世の時代に入ると、フランスの軍人ド・ボネヴァル Bonneval の亡命を受け容れて彼の指導下の砲兵隊の改革が開始された。⁽²⁶⁾ その後一八世紀を通じ、オスマン帝国中央の政局における開明派と守旧派のせめぎ合いのなかで、一進一退を繰り返しながら何よりもまず軍事面において、近代西欧の武器と軍事技術の受容の試みが続けられた。この試みは、武器から技術へ、モノを扱う技術から組織技術へと次第に拡大されていった。⁽²⁷⁾

そして、かくもフランス革命と同じ西暦一七八九年に即位したオスマン朝第二八代スルタン、セリム三世の時代に

至つて、近代西欧からの新技術の受容過程は、個別的・部分的段階をこえて、少なくとも支配組織の最も重要な根幹をなす軍事組織において、体系的・全面的受容をめざす階段へと入ることとなるのである。⁽²¹⁾

そして、現実の政治過程における近代西欧組織モデルの体系的受容の開始の時期を迎え、支配組織構成員による組織の現状の自己診断と処方への提示としての『統治の書』のジャンルのなかにも、異文化世界での急速な変革を視野に入れつつ、伝統的組織への外来の新しい組織モデルと組織技術の導入を主張するものも現われ始めるのである。⁽²²⁾

おわりに——組織構成員による組織観察の宿命——

組織の展開過程のなかで、その組織の構成員のなかからも、つねに自己の組織の内側からの観察者が現れてくる。とりわけ内部からの体系的な組織観察の試みは、組織の発展が一段落をむかえ、組織の外的環境と内的構造が大きく変化し、当初の組織目標自体が問われ始める時期に集中して現われよう。一六世紀末葉以降のオスマン帝国において、組織人の組織論としての『統治の書』文献が夥しく現われ始めたのも、その例外ではなからう。

前近代のオスマン帝国、とりわけ後期オスマン帝国において、その支配組織を自ら構成員として内側から観察した『統治の書』の著者たちは、自己の組織をあるべき組織の理想と対比させつつ検討し、現状を批判し理想へと近づける処方を示そうとした。しかし彼らは通例、過去への強い志向をもった。すなわち、組織の形成・確立期にあたる前期ないしは古典期のオスマン帝国の組織を理想化しがちであった。そしてまた、彼らは、自らの属する組織の組織モデルと組織原理の枠内にとどまり続けた。それゆえ、彼らの組織認識と実践的指針の基調は、通例、かつての

理想的な組織の均衡状態の探求とそれへの少なくとも近似的な接近への努力からなっていた。

このような傾向が強くみられたことも理由のないことではなかった。たしかにオスマン帝国の支配組織は、イスラム世界の後期の歴史において、とりわけ一六世紀において、イスラム世界のさまざまな支配組織のなかで最も機能的かつ巨大な組織であつたろう。オスマン帝国の支配組織は、単に同文化世界内の同種の組織モデルに基く諸組織に対し技術的優位にあつたのみならず、少なくともまた一六世紀においては、最も深い関係を有する隣接の西欧キリスト教世界の諸支配組織に対しても、技術的優位にたつていた。このことが、彼らの組織認識の基調を定めたのであつた。

組織人にとって、自らの組織の風土のなかでつちかわれてきた組織論の諸前提をこえて、組織を認識し実践の指針を求めるとは、甚だ困難である。まして、異文化世界、それも敵対する異文化世界に形成された、前提も組織モデルも全く異にする組織を、対象として認識することはなおさら困難であるし、とりわけ一たび優位にたつたことのある組織に属したものが劣位にあるとみなした異文化世界の異質の組織を認識することは難しい。特に、自らの組織とその異質の組織とを、技術的レヴェルで客観的に比較しようと試みることは、多くの困難を伴う。

後期オスマン帝国の支配組織構成員としての組織観察者のなかで、近代西欧の組織に関心を示し、さらにそれと自らの組織の比較を試みた最初の観察者は、実はキリスト教徒のハンガリー人で、文化の境界をこえてムスリムとなりオスマン帝国に仕えたイブラヒム・ミュテフェリカという一種のマージナル・マン（境界人）であつたことは、興味深い。そして、このような試みが一般化していく背景には、現実における力関係と技術力の決定的転換という事態の進行が必要であつたのであつた。

後期オスマン朝の支配組織構成員たちの、真摯な、しかしまたある意味で定型化し硬直した組織の自己認識の軌跡

をたゞいふべき、組織構成員による自己の組織についての組織認識の宿命をみるのである。

1 この問題についての一応の概観としては、拙稿「オスマン帝国の統治機構——比較史的分析」梅棹忠夫・松原正毅編『統治機構の文明学』中央公論社、一九八六年、二九九—三三七頁。それら多くの新知見を加えた詳細な体系的分析は、現在独立の著書として準備中である。

2 以上の歴史研究を通じて表出考察の例として Bernard Lewis, *The Emergence of Modern Turkey*, London, 1961, Chap. 2, "The Decline of the Ottoman Empire," (以下 Lewis, *Emergence* を参照する²⁾), Halil Inalcik, *The Ottoman Empire — The Classical Age 1300~1600—*, Chap. 6, "The Decline of the Ottoman Empire," London, 1973, Ismail Hakki Uzunçarşılı, *Osmanlı Tarihi*, Vol. III, Part 1, 3rd ed. Ankara, 1983, pp. 119~126. (以下 Uzunçarşılı, OT を参照する)。

3 この点については Bernard Lewis, "Ottoman Observers of Ottoman Decline," *Islamic Studies*, Vol. I, (1962), p. 74, A. S. Tverinova, *Social Ideas in Turkish Didactic Politico-Economic Treatises of the XVI-XVII Centuries*, Moscow, 1960, pp. 3~7, M. Tayıp Gökbilgin, "XVII. Asırda Osmanlı Devletinde İslahat İhtiyaç ve Temayilleri ve Kâtip Çelebi," in *Kâtip Çelebi-Hayati ve Eserleri hakkında İncelemeler*, Ankara, 1957, p. 199. (以下 Gökbilgin, "Kâtip Çelebi" を以下引用する)。

4 イスラム世界の政治論の諸相の包括的考察としては Erwin I. J. Rosenthal, *Political Thought in Medieval Islam—An Introductory Outline*, Cambridge, 1958 があるが、より抽象的かつ一般的な、宗教的政治論、哲學的政治論が中心となっており、より具体的かつ実践的な統治技術論をも含むた考察としては、ロムーン教授の一種の論考が示唆的である。

A. K. S. Lambton, "Quis custodiet custodes," *Studia Islamica*, Vol. V (1956), pp. 125~148, Vol. VI (1956), pp.

- 125~146, "Justice in the Medieval Persian Theory of Kingship," *Studia Islamica*, Vol. XVII, (1962), pp. 91~119.
- *た最近のシヤムニシの発見とシヤムニシ Ahmet Uğur, *Osmanlı Siyasetnameleri*, n. p., n. d., pp. 13~17. (以下 Uğur, *Siyasetnameleri* とシヤムニシ用ヤル)。
- 5 シヤムニシとシヤムニシの発見とシヤムニシ Gustav E. von Grunebaum, *Medieval Islam*, Phoenix Books ed., 1962, pp. 250~257.
- 6 シヤムニシとシヤムニシの発見とシヤムニシ Gustav Richer, *Studien zur Geschichte der ältern arabischen Fürstenspiegel*, Leipzig, 1932.
- 7 オスマン帝国における『統治の書』の伝統について 本米はシヤムニシ イラン國の著作を命令著作したるが、書誌として今の価値を失われ先駆的研究として Bursa Mehmed Tahir, *Siyaset Mutealek Âsar-ı İslamiye*, İstanbul, 1332. (以下 (以下 Mehmed Tahir, *Âsar* とシヤムニシ用ヤル)。
- 8 後の発見とシヤムニシ 簡筆な書誌と解読の詳麗な書誌なる Agâh Surri Levend, "Siyasetnameler," *Türk Dili Araştırmaları Yıllığı*, —1962—, (1963), pp. 167~194. (以下 Levend, "Siyasetnameler" とシヤムニシ用ヤル) が手本として甚だ有益である。なおフルサル・ターヒルとギキヤー・ヌワール・レヴァントの書誌の欠を補うべく、筆者がかつてイスラームンブル留學中にかなり包括的に書誌的情報を収集しており、いずれまたあることを計画している。
- この主題についての最も最新の内容にも立ち入った研究としては、前掲の Uğur, *Siyasetnameleri* が最も。
- 8 Levend, "Siyasetnameler," p. 184, Uğur, *Siyasetnameleri*, p. 88.
- 9 Köprülüzade Mehmet Fuat (Mehmed Fuat Köprülü), "Bizans Müesseselerinin Osmanlı Müesseselerine Te'siri hakkında bazı Mühâzazalar," *Türk Hukuk ve İhtisat Tarihi Mecmuası*, Vol. I (1931), pp. 233~234.
- 10 Gökbiğın, "Kâtip Çelebi," p. 199.

- 11 スレイマン大帝時代の歴史の概観として最良の文献は、M. T. Gökbilgin, "Süleyman I, " *İslâm Ansiklopedisi* (以下 *IA* と略記する) Vol. XI, pp. 99~155. また Uzunçarşılı, OT, Vol. II, pp. 307~420.
- 12 この人物については、とりあえず Bursalı Medmed Tahir, *Osmanlı Müellifleri*, Vol. I, 1st ed., İstanbul, 1333 H., Rep. ed, n. p., 1971, pp. 18~19. (以下 *OM* と略記する)。
- 13 この著作については、Levend, "Siyasetnamelei," p. 185. 但し解説は、この書の性格があたかも通例の『統治の書』と異なり、むしろなるような形で与えられている。むしろ *İslâm Sâhibi* の *OM*, Vol. I, p. 18. の解説の方が的を得ている。本書はなお未刊であり、本稿では、かつて閲したイスタンブール大学中央図書館所蔵写本、TY 6787 に依拠して引用する。なお本書は *Rûmûz* と略記する。
- 14 *Rûmûz*, I, 2-a~2-b.
- 15 *Ibid.*, I, 4-a~4-b.
- 16 *Ibid.*, I, 4-b.
- 17 *loc. cit.*
- 18 クナル・ザデー・アリとその著作については、とりあえず拙稿「オスマン・トルコ社会思想の側面——有機体的社会観の展開」『イスラム世界』第一四号(一九七八)、一七二頁(以下拙稿「オスマン・トルコ社会思想」と略記引用する)。
- 19 『フムラク・アラニー』のテキストについては Kınalazade Ali, *Amîk-ı Alâî*, 3 books in one volume, Bulak, 1248 H. がある。(以下 *Amîk-ı Alâî* として引用)。
- なお本書には次の現代トルコ語訳もある。
- Kınalazade Ali Efendi, *Amîk-ı Alâî*, tr. by Hüseyin Algül, n. p., n. d., and, *İdem*, *Devlet ve Aile Amîkî*, tr. by Ahmet Kahraman, n. p., n. d.

また、とくにその第一部の(個人の)倫理学についての部分については次の專論がある。Celâl Sarac, "Ahlâk-ı Alâ'î," *Ankara Üniversitesi İlahiyat Fakültesi İslâm İlimleri Enstitüsü Dergisi*, Vol. I (1959), pp. 19~28.

20 詳しくは、前掲拙稿「オスマン・ヤルノク社会思想」一~三頁。

21 *Ahlâk-ı Alâ'î*, Book 3, pp. 2~4.

22 ルトフイー・パンシャの経歴及び関係文献については詳しくは拙稿「スレイマン大帝時代オスマン朝の大宰相と宰相たち」『東洋文化研究所紀要』第一〇三冊、二七一~三三三頁。及び三橋富治男教授の「ルトフイー・パンシャと『アサーフ・ナーメ』」日本オリエンタル学会編『三笠宮殿下遺蹟記念オリエンタル学論集』講談社、一九七五年、三二四~三二六頁。

23 『アサーフ・ナーメ』の内容の大綱については、すべて本邦でも三橋教授の前掲論考を詳しく。(前掲論文、三二七~三三三頁)。

チキストとして、オスマン語で刊行されたそのコピー、Ali Emri Ekendi の手による、Luftî Paşa, *Asafname*, İstanbul, 1326 と、詳細な解説及び独訳を伴うチェコ語校訂版がある。Rudolf Tschudi, ed. and tr., *Das Asafname des Luftî Pascha*, Berlin, 1910.

他に現代オスマン語表記で刊行されたチキストとして、アリ・ヒミリ版によるコセイム・ナームタ・オルクンによる版(Luftî Paşa, "Asafname," in Idem, ed., *Türk Hukuk Tarihi: İnci Kısmı: Belgeler*, Ankara, 1935, pp. 153~168.)、ルチキト版と基礎を共有するマム・ハヌンの版(Ahmed Uğur, "Âsafname-i Vezir Luftî Paşa," *Ankara Üniversitesi İlahiyat Fakültesi İslâm İlimleri Enstitüsü Dergisi*, Vol. N, pp. 243~258.)、タカシ、オズタタベノブの版(タタベノブ、*Asafname*, Ankara, 1982, 及び E. R. Fığlalı, *Âsafname*, Ankara, 1977 (このみ未見)。

本稿では、アリ・ヒミリ版よりより古い原型に近いと思われるチェコ版をチキストとして採用する。(以下、*Asafname*

- と書記(19)。
- 24 ルェンター・ミンチ自身による全体の目次がある。 *Asafname*, pp. 4~5.
- 25 *Ibid.*, p. 4.
- 26 *Ibid.*, p. 5.
- 27 *Ibid.*, p. 35.
- 28 *Ibid.*, pp. 10~11.
- 29 ヤリト二世からトラト三世の時代にかけての歴史の概観として Uzuncarsli, OT, Vol. III, Part 1, pp. 1~113.
- 30 我が国では未だ殆ど知られていないこの民衆反乱については、何よりもこの事件の先駆的研究者の手になる体系的な研究書 Mustafa Akdag, *Celâî İsyânları* (1550~1603), Ankara, 1968 を参照(なお本書には著者の死後に刊行されたトーサ・チャムニシ博士の手記なる古語集として *Türk Halkının Dirlik ve Düzenlik Kaygısı*—“*Celâî İsyânları*,” ed. by Musa Cadirci, Ankara, 1975 を参照)。
- 31 Cornell H. Fleischer, *Bureaucrat and Intellectual in the Ottoman Empire—The Historian Mustafa Âli (1541~1600)*—, Princeton, New Jersey 1956, pp. 134~135, p. 244. (以下“Fleischer, *Bureaucrat*”と書記する)。
- 32 ナキムエウロト本館では“Hırzül-Mülük,” in Yaşar Yücel, ed., *Osmanlı Devlet Teşkilâtına dair Kaynaklar*, Ankara, 1988, (Yücel, *Kaynaklar* と書記する) 中のエンハン宮殿博物館附属図書館所蔵本のノンマシニル版を用いた。(ナキムエウロト本館では“Hırzül-Mülük”と書記する) ナキムエウロト本館の解説は“Yücel, “Hırzül-Mülük—Giris””として用いた)。
- 33 *Hırzül-Mülük*, I, 3-a.
- 34 Yücel, “Hırzül-Mülük: Giris,” p. 148.
- 35 *Hırzül-Mülük*, I, 4-b~5-a.

- 36 *Ibid.*, I, 12-b.
- 37 *Ibid.*, I, 13-b~14-a.
- 38 ホトローニヤ國越邊のゴッヂウベツ' Ömer Lütfi Barkan, "Timar," IA, Vol. XI, Part I, pp. 286~333. 一五世紀迄の
一六世紀迄のオスマン帝國の世襲の世襲のゴッヂウベツ' Nicourâ Beldiceanu, *Le timar dans l'État ottoman (début XIV^e—début*
XVII^e siècle), Wiesbaden, 1980.
- 39 *Hirzül-Mülâh*, I, 38-a~b.
- 40 *Ibid.*, I, 39-b.
- 41 *Ibid.*, I, 28-b~29-a.
- 42 トロツキナナ・タヌキモノ・トツジゴッヂウベツ' Fleischer, *Bureaucrat* を參照。
- 43 Cornell H. Fleischer, "Royal Authority, Dynastic Cyclism, and Ibn Khaldûnism in Sixteenth-Century Ottoman Letters," *Journal of Asian and African Studies*, Vol. XVIII, No. 3~4 (1983), p. 205.
- 44 この書物は'トランソニア・ネーション'を著述したルネサンスの本'トランソニアン'版'トランソニアン'の'英語を附した
形'校訂版に於てある。Andreas Tietze, ed., tr. and noted, *Mustafa 'Alî's Counsel for Sultans of 1581*, Part I~
2, Wien, 1979~1982. 引用は'トランソニアン'版に於て。'ルネ'を著述した Tietze, *Counsel*, I, II. 本頁は'
'Alî', *Nashkat* I, II. を參照する。
- 45 原を'Alî', *Nashkat*, I, 165.
- 46 *Ibid.*, I, 92~93.
- 47 *Ibid.*, I, 101.
- 48 *Ibid.*, I, 163.

- 49 *Ibid.*, I, 163~164.
- 50 *Ibid.*, I, 175.
- 51 *Ibid.*, I, 185.
- 52 *Ibid.*, II, 169.
- 53 *Ibid.*, I, 153~158.
- 54 *Ibid.*, II, 164~166.
- 55 *Ibid.*, II, 135~136.
- 56 *Ibid.*, I, 168~169.
- 57 ヤロニキエの経歴をめぐって Bekir Kütükoglu, "Selanıkı," IA, Vol. X, pp. 349~351. 及び後述のテキストのインシリ教授の序文に詳しい。『ヤロニキエ史』のテキストとしては、古く回曆七七一一年から一〇〇一年までの部分が刊行されているが (*Tarih-i Selanıkı*, Istanbul, 1281 H.)。この部分はセフニキエの真価を伝えていない。永らく刊行のまわっていた全体のテキストは近年メンメット・インシリ教授によって、現代トルコ語表記の二巻本として刊行された。筆者は先年よりイスタンブール大学所蔵の二写本を底本に検討を進めてきたが、利用の便にかんがみ、インシリ教授の刊本の惠贈をうけたのでこれを改めて底本として引用するつもりとする。(Selanıkı Mustafa Elendi, *Tarih-i Selanıkı*, 2 vols., ed. by Mehmed İpsirli, Istanbul, 1989.) (但し実際に市場に現われたのは、一九九〇年八月のことである)。以下本文は Selanıkı, I, II と略記し、インシリ教授の序文は、İpsirli, "Giris" と略記する。
- 58 İpsirli, "Giris," pp. XIX~XX.
- 59 Selanıkı, I, 427.
- 60 *Ibid.*, II, 716, 784, 853~854.

- 61 *Ibid.*, I, 209.
- 62 *Ibid.*, I, 427, II, 504.
- 63 苛政の一例として「ティヤル・ンクル總督となったものの「民衆の蜂起をひきおこした」後宮の女性の近親であるディウマーネ・イン・ラドム・ンシヤの例が印象的である。(Selanikî, I, 261~262, 273~275, 305, その裁判については *Ibid.*, II, 439.)
- 64 Selanikî, I, 356.
- 65 *Ibid.*, I, 356, 429.
- 66 *Ibid.*, I, 356, 432, II, 471.
- 67 *Ibid.*, I, 356, II, 356, 471.
- 68 *Ibid.*, II, 504.
- 69 *loc. cit.*
- 70 *Ibid.*, I, 431.
- 71 *Ibid.*, I, 356~357.
- 72 *Ibid.*, I, 432.
- 73 İpsirli, "Giriş," pp. XXIV~XXV.
- 74 ハサン・キヤーンペーヤの著作について「現在のトルコ史の研究の最も註目のべきもの。 Mehmet İpsirli, "Hasan Kâfi el-Akhisarî ve Devlet Düzenine ait Eseri Usulî'l-Hikem fi Nizâmî'l-Âlem," *İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Tarih Enstitüsü Dergisi*, No. 10-11 (1979-1980), pp. 239~247. (以下 İpsirli "Hasan Kâfi," と略記する)。
- 75 この著作のオスマン語の刊本としては「ブラヒム語原本にアクヒサーリー自身による土訳をそえた発行地・刊年の記載のない石版本がある。この他にも二二八七年に新聞 *Asır* (アスツール)紙に連載された土訳版が、のち単独で同年中に単行本と

この世に於ては版が有る。Hasan Kâfi, *Nizam ul Alem il-Cenab-ı Akhisari*, tr. by Çaylak Tevlik, İstanbul, 1287 H. (未見) の版のこの世に Seyfett in Özge, *Eski Harflerle Basılmış Türkçe Eserler Katalogu*, Vol. III, İstanbul, 1975, p. 1333. (ズレ' Özge, *Katalog* と書記す) 及び İspirli, "Hasan Kâfi," p. 245* 及びバーンガーとイスマンブルド (Franz Bahinger, *Die Geschichtsschreiber der Osmanen und Ihre Werke*, Leipzig, 1927, p. 145 (ズレ' GOW と書記す))。

この他に今世紀初頭にブノメット・シヨリン・ミンヤ Ahmed Şerif Paşa が新たに増補翻訳し、これをロンドン州田副局で再行した版を知り得る。(Hasan el-Kâfi, *Usûl ul-Hikem fi Nizam ul-Alem ve Tercümesi*, ed. and tr. by Şerif Ahmed Resid Paşa, Mekke, 1331 (未見) 'Özge, *Katalog*, W, 1980, İspirli, "Hasan Kâfi," p. 245)。近年では、メット・インシシリ教授が前掲論文後半の、土訳の石版本を底本とし校訂を加えて現代トルコ語表記版を刊行した。また、仏・独・ハンガリー語等の翻訳の存在が知られている (GOW, p. 145)。本稿では、石版本によって引用する。引用にあたっては、Hasan Kâfi と書記す。

- 76 Hasan Kâfi, pp. 2~3.
- 77 *Ibid.*, p. 3.
- 78 *Ibid.*, p. 6.
- 79 *loc. cit.*
- 80 *Ibid.*, pp. 6~9.
- 81 *Ibid.*, p. 6.
- 82 *Ibid.*, p. 10.
- 83 *Ibid.*, p. 31.

- 84 *Ibid.*, pp. 31~32.
- 85 *Ibid.*, p. 32.
- 86 *loc. cit.*
- 87 イヌムメト一世の時代とその環境について M. Cavid Baysun, "Ahmed I (1590~1617)," *IA*, Vol. I, pp. 161~164, 及び *Uzuncarsili*, *OT*, Vol. III, Part I, pp. 55~126.
- 88 この条約において、従来対等性を認めなかったオスマン帝国のヌルタンが始めてハプスブルク帝国皇帝を対等の相手として認めたという従来の通説の典型的表明としては、Lewis, *Emergence*, p. 36。これに対する修正的見解として、G. Bayerle, "The Compromise at Zsitvatorok," *Archivum Ottomanicum*, Vol. VI (1980), pp. 5~53, 及び、主として Bayerle に依拠した再検討としての尾高晋巳「シトヴァトロック条約（一六〇六年）について」『愛知学院大学文学部紀要』第一五号（一九八六年）、一三三—一四五頁。
- 89 シェラーリーの反乱の鎮圧過程の政治史的記述については William J. Griswold, *The Great Anatolian Rebellion—1000—1020/1591—1611*, Berlin, 1983.
- 90 オスマン朝のカヌーン・ナーメの一般的性格とその諸カヌーンについては Ömer Lütfi Barkan, "Kanun-nâme," *IA*, Vol. V, pp. 185~196, 及び Uriel Heyd, *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, Oxford, 1973, pp. 167~176.
- 91 Gökbilgin, "Kâtip Çelebi," p. 203.
- 92 ファイヌ・マリについて GOW, pp. 140~141.
- 93 ファイヌ・マリはこの二つのカヌーン・ナーメは、あわせて後田のキヤーティブ・チェレビの『オウスタール・ウル・ナーメ』と合本で刊行された。Ayn-ı Ali, *Ayn-ı Ali Efendi'nin Kavmin Risalesi*, Istanbul, 1280 H., 后田氏の版以後、以下 Ayn-ı Ali と略記する。なお本書は一九七九年にギョッティンギン教授の詳細な解説を附して複製刊行された。 (Ayn-

1 Ali Ekendi, *Kavâin-i Al-i Osman der Hülasâ-i Mezzâmin-i Defter-i Divân*, İstanbul, 1979° 集「オスマン」M. Tayyib Gökbiğın, "Ayn-ı Ali Risalesi ve Osmanlı İmparatorluğu Teşkilât ve Müesseselerini Aydınlatmadaki Büyük Önemi," pp. III~XL. (ズレ Gökbiğın, "Ayn-ı Ali" の註釋参照)° 40. 5. 2. J. の R. K. N. . ナーヤム J. の J. P. Gökbiğın, "Kâtip Çelebi," pp. 203~206.

なお、『カサノニーニ・フリ・カヌマン・ヂル・ヒタラーサー・イン・メキヤーターニ・チフチリ・チヤーウタン』では、チヤン・ユン・ルンに於ける独語及びフランス語に於ける仏抄訳があり、飯米の研究者により共に古くより利用されてきた (Paul Andreas von Tischendorf, *Das Lehnwesen in den Moslemischen Staaten insbesondere im osmanischen Reich mit dem Gesetzbuche der Lehen unter Sultan Ahmed I*, Leipzig 1872, Rep. ed., Berlin, pp. 57~103, M. Belin, "Du régime des feifs militaires dans l'Islamisme et principalement en Turquie," *Journal Asiatique*, Series W, Vol. XV, pp. 239~301.)

また他に、フイヌ・ブリのカヌーン・ナーメでは、ン・ヂヤーシヨ・トタンシヨル女史に於ける現代トルコ語抄訳語を撰ヤンル語訳があるが、学術的利用には注意を要する (Ayn-ı Ali, *Osmanlı Devleti Azazi Kanunları*, — *Kanunname-i Al-i Osman*, ed. and tr. by Hadice Tunçer, Ankara, 1962, 及び Ayn-ı Ali, *Osmanlı İmparatorluğunda Eyalet Taksimati, Toprak Dağıtımı ve Bunların Matî Güçleri*, tr. by Hadice Tunçer, Ankara, 1964)°

94 Ayn-ı Ali, pp. 2~81.

95 *Ibid.*, p. 75.

96 *Ibid.*, pp. 75~79.

97 *Ibid.*, pp. 82~119.

98 テキストに於ては、ソートロシヤン教授がロシア語訳注とともに刊行したソ連科学アカデミー東洋学研究所

- 所蔵本のノンパシフィック版を引用して用いることである。Anonym, *Mebda-yı Kanun-u Yenigeri Ocagı Tarihi*, ed. and tr. by I. E. Petrosiyan, Moscow, 1987. (*Kanun-u Yenigeri* 文書誌(1987))。
- 96 *Kanun-u Yenigeri*, I, 1-b.
- 100 *Ibid.*, I, 2-a.
- 101 *Ibid.*, I, 74-b. (cf. Kraus Röhrborn, *Untersuchungen zur osmanischen Verwaltungsgeschichte*, Berlin, 1973, p. 163.)。
- 102 *Kanun-u Yenigeri*, I, 144-b.
- 103 *Ibid.*, I, 2-a.
- 104 例を以て「トルコ」の「turnacı」の起原 (I, 27-b, 100-a~b)、『ピヤデ』の「pivade」の起原 (I, 34-a)、『ドズ』の「devşirme」の起原 (I, 34-b)、『トルコ」の「turk」の起原 (I, 35-a)、『トルコ」の起原 (I, 71-b)、『サハ」の「Sakhan」の起原 (I, 80-b)。
- 105 実際本書は、ウズンチャルシニエル教授のイェニチハリ軍団の組織についての体系的記述の最大の材料となつて居る (ismail Hakkı Uzunçarşılı, *Osmanlı Devleti Teşkilâtından Kabukulu Ocakları*, Vol. I, Ankara, 1984.)。
- 106 例を以て「トルコ」の「Otraklık」の起原 (I, 56-a)、『サハ」の「bi'da」(「悪」の増強)の起原 (I, 138-b~139-a, I, 143-b~144-a)。
- 107 *Kanun-u Yenigeri*, I, 138-b~139-a.
- 108 *Ibid.*, I, 138-b~144-b.
- 109 ハン・ナーメ』の「GOW」, pp.152~154.
- 110 『ハン・ナーメ』の「Siyer-i Yesî」

と合本のものとして、数種をかぎせる (cf. とりあへず Özge, *Katalog*, Vol. II, p. 477.) が、この点では、便宜上、必ずしも原本とはごまかさない次の刊本を用いる。Veysi, *Habname-i Veysi*, İstanbul, 1293. 以下、*Habname* と略記する。

111 *Habname*, pp. 6~7.

112 *Ibid.*, p. 7.

113 テキストとしては、ヤシヤール・ニシホル教授がオスマン語テキスト、現代トルコ語表記版に解説を附して刊行したものが最良。Anonym, *Kitâb-ı Müstetâb*, ed. by Yasar Yücel, *Osmanlı Devlet Dîzemiine ait Metimler*, I, Ankara, 1974. (なおこのテキストは、Yücel, *Kaynaklar* 中に再録されている)。本稿では一九七四年版のオスマン語テキスト部分より引用する。頁数は同テキストの頁数である。引用にあたっては、*Kitâb-ı Müstetâb* と表記する。

114 *Kitâb-ı Müstetâb*, p. 2.

115 *loc. cit.*

116 *Ibid.*, p. 4.

117 *Ibid.*, p. 5.

118 *loc. cit.*

119 *Ibid.*, pp. 9~11.

120 *Ibid.*, pp. 6~7.

121 *Ibid.*, pp. 11~12.

122 *Ibid.*, pp. 33~34.

123 *Ibid.*, pp. 39~40.

124 *Ibid.*, p. 42.

- 121 *Ibid.*, p. 53.
- 122 *Ibid.*, p. 54.
- 127 トキマニ曲の抄集の序文 Uzunçarşılı OT, Vol. III, Part 1, pp. 134~136, #22 M. Şinasi Alıncı, "Osman II." IA, Vol. K, p. 446.
- 128 Uzunçarşılı, OT, Vol. III, Part 1, pp. 191~192.
- 129 トキマニ曲の抄集の序文 M. Çagatay Uluçay, "Koçi Bey," IA, Vol. N, pp. 832~835.
- 130 トキマニの『雜纂』のテキストの序文 #11177年附でラース田圃所のオスマン語と田圃抄本* (Koçi Bey, *Nizam-ı Devlet mütalâik Gırcılı Koçi Bey'in Sadettü Muhabetü Rabi Sultan Murad Han Gazî ye verdüğü Risale-i Risale-i Koçi Bey*, 1277). 69. 田圃抄本と題して『オスマン文庫 (キヤタマン・キ・イ・オスマン・キヤ Küttüphanesi Ebu Ziya)』から二分冊で刊行された (Koçi Bey, *Koçi Bey Risalesi*, Istanbul, 1303.)。但し回数一二七九年にイスタンブルで石版で、また一二七九年にブザット・ヴェンツァ・シヤによりロンドンでオスマン語で刊行されたものとされるが見えである。うちヴェンツァ・シヤのロンドン版は確定に実在するようである。オスマン語版本各種については、再検討の要があるかと思われる。
- 共和期に入ったのち、一九三五年には、ヒュセイン・ナムク・オルクンが、一九三九年にはアリ・ケマル・ファクスタが各々現代トルコ語表記のテキストを刊行した (Koçi Bey "Koçi Bey Risalesi," ed. by Hüseyin Namık Orkun, in *Türk Hukuku Tarihi İnci Kısım-Belgeler*, Ankara, 1935, pp. 169~232, Koçi Bey, *Koçi Bey Risalesi*, ed. by Ali Kemal Aksüt, Istanbul, 1939.)。本稿では、とりあえず、この最後のテキスト版を用いて、再び Koçi Bey と題して、なほ現代トルコ語訳、現代トルコ語の要約もあり、他にヨーロッパ各国語訳があるが、そのなかでは、クルナヴェルの独訳が研究者にとって広く利用されてきた。(W. F. A. Behrman, "Köğebeg's Abhandlung über den Verfall des osmanischen Staatsge-

büandes seit Sultan Suleiman dem Grossen," *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, Vol. XV
(1861), pp. 272~332.)

- 131 Koçi Bey, p. 61.
132 *loc. cit.*
133 *Ibid.*, p. 20.
134 *Ibid.*, p. 61.
135 *Ibid.*, p. 63.
136 *Ibid.*, p. 21.
137 *loc. cit.*
138 *Ibid.*, p. 63.
139 *Ibid.*, p. 20, 30.
140 *Ibid.*, p. 31.
141 *Ibid.*, pp. 21~22.
142 *Ibid.*, pp. 22~23.
143 *Ibid.*, p. 31, 49.
144 *Ibid.*, p. 32.
145 *Ibid.*, p. 25.
146 *Ibid.*, p. 24.
147 *Ibid.*, p. 38.

- 148 *Ibid.*, p. 21, 32.
- 149 *Ibid.*, p. 51.
- 150 *loc. cit.*
- 151 *Ibid.*, p. 47.
- 152 *Ibid.*, p. 50.
- 153 *loc. cit.*
- 154 *loc. cit.*
- 155 *loc. cit.*
- 156 *loc. cit.*
- 157 かつてすてた、チャータイ・ウルチャイは、トプカプ宮殿博物館附属古文書館所蔵の古文書中に、コチ・ハインの『論策』の原本¹ないし『論策』と密接に関係する上書類を発見して検討のうえテキストも刊行している。(M. Çağay Uluçay, "Kocî Bey'in Sultan İbrahim'e takdim ettiği Risale ve Arzları," in 60. *Doğum Yılı Müntazebitiley Zeki Velidi Togan'a Armağan*, İstanbul, 1950~55, pp. 176~199.)。最近ハローズ・マーンマー教授が研究を進め、コチ・ハインの『論策』の個々の章と内容のみならず形式も似た上書(チルホス telhis)類を発見しテキストを刊行するところだ。内容的検討を進めてくる(Rhoads Murphey, "Dördüncü Sultan Murad'a sunulan Yedi Telhis," VIII. *Türk Tarih Kongresi Kongreye sunulan Bildiriler*, Vol. II (1981), pp. 1095~1099. *Idem*, "The Velîyyuddin Telhis: Notes on the Source and Interrelations between Kocî Bey and Contemporary Writers of Advice to Kings," *Bellefen* (Türk Tarih Kurumu), Vol. XLIII (1979), pp. 547~571.)。マーンマー教授は、コチ・ハインの『論策』を含めたこれらの諸論策は、当時、帝国の諸弊書除去をめざした複数の官人たちの共同の努力の産物として位置づけられるとの仮説を提示している。*Idem*, "The Velîyyuddin Telhis,"

pp. 557~558.)

この問題との関係で、古くはバーレル・ウエルは無名の著者である『忠告の書(ナシハター・ナーン)』として被題し、フタタはマルタン・インブラームに就けられたロチ・インの第二論著として、ウナトは大宰相ツァンツァン・カラ・ドヌタフ・ンシヤの『論議』として各々現代アトルコ語訳記版を刊行した『論議』として、再発社が必題と題した『著者の雑誌や雑誌の』(W. F. A. Behrman, "Das Naşihatnâme. Dritter Beitrag zur osmanischen Finanzgeschichte," *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, Vol. XVIII (1864), pp. 699~740. Aksit, ed., *Koçi Bey Risalesi*, pp. 77~127. Paik Resit Unat, ed., "Sadrazam Kemankeş Kara Mustafa Paşa Lâyhası," *Tarih Vesikaları*, Vol. I, No. 6 (1942), pp. 443~480. なほ、*Idem*, "Küçük A. Sühreyl Ünver, "XVIIinci Yüzyıl Sonunda Padışaha bir Lâyha," *Belleten* (Türk Tarih Kurumu), Vol. XXXIII, No. 129 (1967), pp. 21~34.)。*Idem*, "再発社が必題と題した『論議』として、再発社が必題と題した『著者の雑誌や雑誌の』" *Idem*, "Kâtib Çelebi Hayatı, Şahsiyeti, Eserleri," in *Kâtib Çelebi-Hayatı ve Eserleri hakkında İncelemeler*, Ankara, 1957, pp. 3~90.

- 91) マルタン・インブラームの著述として、*Idem*, "Sadrazam Kemankeş Kara Mustafa Paşa Lâyhası," *Tarih Vesikaları*, Vol. I, No. 6 (1942), pp. 443~480.
- 92) "Murad W," *IA*, Vol. VIII, pp. 625~647.
- 93) *Idem*, "Kâtib Çelebi Hayatı, Şahsiyeti, Eserleri," in *Kâtib Çelebi-Hayatı ve Eserleri hakkında İncelemeler*, Ankara, 1957, pp. 3~90.

94) この著作のオスマン語原本がキヤンタートに在り、前田のフタタ・マリの邦訳の日本の末尾と田圃をたがひたがひのなほ、*Idem*, "Kâtib Çelebi," *Düstur ül-Amel il-İslah ül-Halel*, in *Ayn-ı Ali, Ayn-ı Ali; Efendi'nin Kavânin Risalesi*, İstanbul, 1957, pp. 3~90.

- 1280 H., pp. 119~140. (マイヌ・アリの法典の一九七九年版複製本も原本通りである)。以下 *Dustur* と略記する。なお外国語訳には、次の独訳がしばしば用いられる。W. F. A. Behnauer, "Häqf Chalifa's Dusturu'l-'amel," *Zeitschrift für Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, Vol. X (1857), pp. 111~132.
- 162 キヤーティーン・チャレビヤのこの著作について、社会有機体論の側面を中心としたその位置づけと、より詳細な分析として、拙稿「オスマン・トルコ社会思想」四一二頁。
- 163 *Dustur*, p. 119.
- 164 *Ibid.*, pp. 120~121.
- 165 *Ibid.*, p. 121.
- 166 *Ibid.*, p. 123.
- 167 *Ibid.*, p. 130.
- 168 *Ibid.*, pp. 130~131.
- 169 *Ibid.*, p. 128.
- 170 *Ibid.*, p. 127.
- 171 *Ibid.*, p. 128.
- 172 *Ibid.*, p. 136.
- 173 キョムニョリリテ家々キョムニョリリテ母母とシテ、ムカキヤク、M. Tayyib Gökbiçin, "Köprülüler," *IA*, Vol. V, pp. 892~908, Uzuncarsılı, *OT*, Vol. III, Part 1, pp. 367~433. 上記の著者トマン・タムンテ家家の未亡の博士論文を参照 (I. Metin Kunt, "The Köprülü Years = 1656~1661," Ph. D. Dissertation, Princeton University, 1971. 本論文は、このトマン・タムンテ留学中で閱讀する機会を得た)。

- 174 第二次ウィーン包囲からカルロヴィッツ条約に至る経過における、オスマン側の事情については、Uzunçarşılı, OT, Vol. III, Part 1, pp. 434~584。ヨーロッパ側の事情を中心とした簡略な記述については、Dorothy M. Vaughan, *Europe and the Turk—A Pattern of Alliances 1350~1700*—, 1st ed., Liverpool, 1954, Rep. ed., New York, 1976, pp. 266~279.
- 175 Lewis, *Emergence*, p. 45. カルロヴィッツ条約以後の欧米ローマン外交の基調の变化については、Uzunçarşılı, OT, Vol. W, Part 1, p. 1.
- 176 ナイトロイグンデ M. Cavid Baysun, "Naima," IA, Vol. K, pp. 44~49, 及び Lewis V. Thomas, *A Study of Naima*, ed. by Norman Itzkowitz, New York, 1972. ナイト Thomas, *Naima* へ寄記する。
- 177 『ナイマ史』は、後述のイブラヒム・ミョナフェリカの活版印刷所で刊行された初版の他に、第一巻のみで未完で終わった第二版と、全六巻で各々完結した第三、第四版の四つの版がある。ムラフェリカ版が最良とされるが、ここでは便宜上、回歴一八〇〇年刊の第三版を用いる。(Mustafa Naima, *Rauzat ul-Hüseyn fi Hulaset-i Abhar il-Hafkayn (Tarih-i Naima)* 6 vols., Istanbul, 1280 H.) (以下ナイト Naima へ寄記する)。
- 178 詳しくは拙稿「オスマン・トルコ社会思想」二二—二五頁。また Thomas, *Naima*.
- 179 Naima, I, 30.
- 180 *Ibid.*, I, 33.
- 181 本書のオスマン語テキストとしては、ヴァルター・ライト教授による序説と英訳注記を伴う校訂版がある。(Walker Livingston Wright, Jr., ed. and tr., *Ottoman Stalcraft—The Book of Counsel for Vizirs and Governors (Nasâh il-ü-vüzerâ ve'l-ümera) of Sarr Mehmed Paşa, the Defierdâr*, 1st ed., Princeton, New Jersey, 1935, Rep. ed., Westport, Connecticut, 1971.) (以下テキスト版は *Nasâh* とし、引用する)。他は、コッパイン・ラークン・ウォールマンによる

る現代トルコ語訳と対照した現代トルコ語表記版がある。(Defterdar Sarı Mehmed Paşa, *Devlet Adamlarına Ögütler*, ed. and tr. by Hüseyin Rağıp Uğural, Ankara, 1969.)

本稿ではライント版のオスマン語テキストを用い Sarı Mehmed Paşa と表記する。なお、善本といふのは、ライント教授の序説が詳しい。Wright, "Introduction," pp. 4~12.

182 Wright, "Introduction," p. 18.

183 ライント教授の『マサーフ・ナーメ』から若干の引用がみられると指摘している (Wright, "Introduction," p. 18)。しかし逐語的引用のみでなく表現を少し変えつつ論旨を採用しているケースをあげる。両者間の関係は議かた密接であるといえる。

184 ナキストの比較対照の結果の概要を示す。(この並びの「を行を示す」) *Asafname*, p. 6/1. 9. の *Nasaih*, p. 11, *Asafname*, p. 7/1. 2-4. *Nasaih*, pp. 7~8, *Asafname* p. 7/1. 5-6. *Nasaih*, pp. 8~9, *Asafname*, p. 9. /1. 6-8, 及び p. 10. /1. 1-2. *Nasaih*, p. 14, *Asafname*, p. 10. /1. 4-5. *Nasaih*, p. 113, *Asafname*, p. 10. /1. 8~p. 11. /1. 3. *Nasaih*, p. 14, *Asafname*, p. 11. /1. 6~p. 12/1. 3. *Nasaih* p. 13, *Asafname*, p. 12/1. 7~p. 13/1. 2. *Nasaih*, pp. 13~14, *Asafname*, p. 13. /1. 3~p. 14/1. 2. *Nasaih*, pp. 23~24, *Asafname*, p. 14. /1. 3. ~p. 15. /1. 4. *Nasaih*, pp. 11~12, *Asafname*, p. 15. /1. 8. ~p. 16. /1. 3. *Nasaih*, p. 17, *Asafname*, p. 16. /1. 4. ~p. 17. /1. 3. *Nasaih*, p. 45, *Asafname*, p. 23. /1. 4. *Nasaih*, p. 38, *Asafname*, p. 24. /1. 4-7. *Nasaih*, p. 73, などは。両書が全体的な関係にある特質については、別の機会に改めて専論の形で検討を加える予定である。

185 ジャニナリ・フリ・シヤの経歴については、その論策の校訂者シヘル・オホスカヤ教授による極めて詳細な研究がある。Yücel Özkaya, "Canikli Ali Paşa," *Bellelen* (Türk Tarih Kurumu), Vol. XXXVI, No. 144 (1972), pp. 483~525.

186 この論策では、二つの刊本がある。その一つはブルガリアのソフィア大学のツヴァトコヴァ教授が刊行したもので、序文と

論策の要約、同じく仏文による序文と論策の要約と、ソフィアのキリル・イ・メトウーデ国立図書館蔵の写本のフォーマクシニル版のふたつ (Ehac Ahmed Ali Paşa, *Traite de Politique Ottoman*, ed. by Bistra Cvetkova, Sofia, 1972.)。ふたつはオホムスカヤ教授によるトランスクリプト版である。これは同教授の序に附せられたふたつ (Yücel Özkaya, "Canikli Ali Paşa'nın Risalesi 'Tedâbirü'l-Gazavât', " *Tarih Araştırmaları Dergisi*, Vol. VI, No. 12-13 (1969), pp. 119~191.)。本稿では普及度にかんがみ、オホムスカヤ版を用いる。以下 *Tedâbir* と注記するものとす。

- 187 *Tedâbir*, pp. 136~138, 140~142.
- 188 *Ibid.*, pp. 138~140.
- 189 *Ibid.*, pp. 143~146.
- 190 *Ibid.*, pp. 145~148.
- 191 *Ibid.*, p. 167.
- 192 この時期にふつと、現在のところ最良の概観とすは Uzunçarşılı, OT, Vol. W, Part 1~2. があつた。
- 193 この時代にふつと、主として文化的視角からではあるが記念碑的著作とすは Ahmed Refik (Altınay), *İzile Devri*, Istanbul, 1331.
- 194 この頃(ふつと) Falk Resit Unat, *Osmanlı Seyfiîleri ve Sefernameleri*, Ankara, 1968, pp. 52~58. *また次の拙稿でも言及している。拙稿「一八世紀初頭オスマン帝国の遣欧使節制度と『使節の書』——ウィーン派遣大使ツラフタール・イブラヒム・パシヤの事例——」『東洋文化』第六七号(一九八七年)、二五二—二七九頁。
- 195 イルミセキズ・チュレビイについては、拙稿「一八世紀初頭オスマン朝の一官人の経歴について——パリ派遣大使イルミセキズ・チュレビイ・メフメット・ユフェンディの場合——」日本オリエント学会編『日本オリエント学会創立三十五年記念オリエント学論集』日本オリエント学会、一九九〇年、二七三—二九四頁。

- 196 彼の『フランス大使節記(フロンサン・カポノーレ・ド・フランスの『Fransa Sefaretnamesi』)の区察』(1977) 原稿に『註
 釋』を添記する所及びそのほかの区察に記述がある。只そのほかの区察を註釋するに『Fatma Müge Göçek, *East Encoun-
 ters West-France and the Ottoman Empire in the Eighteenth Century*, New York, Oxford, 1987.
- 197 M. L. Shay, *The Ottoman Empire from 1720 to 1734 as revealed in Despatches of the Venetian Baili*, 1st ed.,
 1944, Urbana, Illinois, Rep. ed., Westport, 1978, pp. 76, 88, 100~101.
- 198 ヲ区察する所 Ahmed Reñk (Ahmay), *Lâle Devri*. 註に『』。
- 199 Ahmed Hamdi Tampunar, *XIX. Asır Türk Edebiyatı Tarihi*, 3rd ed., İstanbul, 1967, pp. 9~13, Lewis, *Emergence*,
 pp. 45~46, Niyazi Berkes, *The Development of Secularism in Turkey*, Montreal, 1964, pp. 30~36. (以下 Berkes,
Secularism を指す)。
- 200 ヲ区察する所は Berkes の区察を引く。Berkes, *Secularism*, p. 36.
- 201 『トルコ』の区察に引く。Ibid., pp. 36~39. 以下 Selim Nüzhet Gerçek, *Türk Matbaacılığı*
 Vol. I (all published), İstanbul, 1939, pp. 47, ~49. (以下 Gerçek を指す)。
- 202 註に『 Gerçek を参照。
- 203 ヲ区察する所は Berkes の区察を引く。Berkes, *Patrona İsyamı*, İstanbul, 1958.
- 204 İbrahim Müteferrika, *Usul ü-Hikem fi Nizam ü-Ümem*, İstanbul, 1144 H. (以下 Müteferrika, *Usul* を指す)。
 『用』東京大学東洋文化研究所蔵本にあり。その巻頭の区察に『』の区察に引く Berkes, *Secularism*, pp. 42~45.
- 205 Müteferrika, *Usul*, I. 3-a.
- 206 *Ibid.*, I. 12-b.
- 207 *Ibid.*, I. 12-b~13-a.

- 208 *Ibid.*, 1, 16-a.
- 209 *Ibid.*, 1, 17-b.
- 210 *Ibid.*, 1, 19-a.
- 211 *Ibid.*, 1, 27-b.
- 212 *Ibid.*, 1, 31-b.
- 213 *Ibid.*, 1, 47-a~b.
- 214 *Ibid.*, 1, 48-b.
- 215 Berker, *Secularism*, pp. 30~32.
- 216 *Ibid.*, pp. 47~48, Ⅴ. ネネキヤムルとヘンリッヒ・ベネディクト・パッシャ Graf Alexander von Bonneval-1675-1747-, Graz, 1959.
- 217 Enver Ziya Karal, "Tanzimatın evvel Garplasma Hareketleri (1718~1837)," in *Tanzimat*, Istanbul, 1940, pp. 13~30.
- 218 ヤリム三世とその改革については、次の詳細な研究がある。Stanford J. Shaw, *Between Old and New—The Ottoman Empire under Sultan Selim III 1789~1807*, Cambridge, Massachusetts, 1971. 同書の書名は「誰記新のなげなげのじやまを注意を要する。」
- 219 改革論の新段階については、いずれ別に考究の結果を順次刊行する予定である。